

政治資金監査に関する研修テキスト

平成 2 5 年 6 月改定版

政治資金適正化委員会

政治資金監査に関する研修テキスト

平成２０年１０月 作成

平成２２年 ９月 改定

平成２３年１２月 増補版

平成２５年 ６月 改定（第４版）

この「政治資金監査に関する研修テキスト」は、政治資金規正法第１９条の２第１項に規定する政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修のため作成し、研修を受ける登録政治資金監査人に交付するものです。

目次

政治資金規正法のあらまし

.....1

政治資金監査に関する具体的な指針

.....21

参考資料

.....89

政治資金監査に関する具体的な指針……………21

はじめに……………	23
I. 政治資金監査の目的……………	25
1. 政治資金規正法の目的・基本理念……………	25
2. 政治資金監査導入の経緯……………	26
3. 政治資金監査の基本的性格……………	26
4. 政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の位置付け……………	28
II. 登録政治資金監査人……………	30
1. 登録政治資金監査人の資格……………	30
（１）資格……………	30
（２）業務制限……………	31
2. 登録政治資金監査人の職務……………	33
3. 登録政治資金監査人の責任……………	33
III. 国会議員関係政治団体……………	35
1. 国会議員関係政治団体の定義……………	35
2. 国会議員関係政治団体の会計責任者の責務……………	35
3. 政治団体の区分に異動があった場合の留意事項……………	38
IV. 政治資金監査指針① 一般監査指針……………	40
1. 一般的な留意事項……………	40
2. 調査方法……………	40
3. 政治資金監査契約の締結……………	42
4. 政治資金監査契約書において規定すべき事項……………	43
（１）一般的事項……………	43
（２）登録政治資金監査人及び国会議員関係政治団体の責任……………	44
（３）秘密保持義務……………	45
（４）使用人等の監督等……………	45
（５）契約の解除……………	45
5. 政治資金監査契約に係る留意事項……………	46
V. 政治資金監査指針② 個別監査指針……………	47
1. 法第19条の13第2項第1号に掲げる事項……………	47
2. 法第19条の13第2項第2号に掲げる事項……………	48
（１）領収書等の記載事項の確認……………	48
（２）領収書等亡失等一覧表の作成要求……………	50

(3) 高額領収書等のあて名等の確認	51
(4) 会計帳簿の必要記載事項の確認	53
3. 法第19条の13第2項第3号に掲げる事項	58
4. 法第19条の13第2項第4号に掲げる事項	60
(1) 一般的事項	60
(2) 領収書等を徴し難い事情の具体例	61
VI. 政治資金監査指針③ 会計責任者等に対するヒアリング	63
1. 会計責任者等に対するヒアリングの意義・目的	63
2. ヒアリング事項	63
(1) 会計処理方法	64
(2) 支出項目の区分の分類	65
(3) 書面監査では支出の状況が確認できなかったもの	65
(4) 書面監査に加えて、支出の状況の詳細を確認する必要があるもの	66
VII. 政治資金監査報告書	70
1. 政治資金監査報告書の記載事項	70
2. 政治資金監査報告書記載例	75
(1) 政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた場合	75
(2) 会計帳簿に記載不備がある場合	78
(3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出がある場合	80
(4) 収支報告書に支出が計上されていない場合	84
VIII. その他の留意事項	86
1. 政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストの活用	86
(1) 政治資金監査チェックリスト	86
(2) 政治資金監査報告書チェックリスト	86
2. 収支報告書の提出後に生じた事情とその対応	86

参考資料.....89

I. 政治資金監査チェックリスト.....	91
・政治資金監査チェックリスト.....	93
II. 政治資金監査報告書チェックリスト.....	99
・政治資金監査報告書チェックリスト.....	101
・政治資金監査報告書チェックリスト・政治資金監査報告書記載例対照表.....	106
III. 収支報告書等の記載方法等.....	117
・収支報告書等の記載等について政治団体から問い合わせの多い事例について.....	119
・収支報告書等の記載方法等に関する見解.....	120
・収支報告書等の記載方法について（クレジットカードを利用した場合）.....	121
・国会議員関係政治団体の収支報告の手引（平成24年12月改訂）（抜粋）.....	122
IV. 支出項目の区分の分類.....	129
・支出項目の区分の分類について.....	131
V. 収支報告書の提出後に生じた事情とその対応.....	137
・収支報告書の提出後に生じた事情とその対応（フロー図）.....	139
・①政治資金監査報告書の記載誤り.....	140
・②領収書等の再発行等.....	142
・③収支報告書の訂正.....	143
VI. 政治資金関係資料掲載サイト.....	151
・政治資金関係資料掲載サイト.....	153

政治資金監査に関する具体的な指針
(政治資金監査マニュアル)

は じ め に ～政治資金監査マニュアルの運用に当たって～

昨年、事務所費や光熱水費等の政治団体の支出について様々な報道・批判が行われ、政治資金の使途に対する国民の政治不信が高まったことを受け、第168回国会（臨時国会）では、与野党間での精力的な協議の結果、国会議員が関係する政治団体を明確にした上で、これに該当する政治団体に対して登録政治資金監査人による政治資金監査を義務付けること等を内容とする政治資金規正法の改正案が可決・成立し、平成20年4月1日、政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の策定等を所掌する政治資金適正化委員会が総務省に設置された。

これを受けて、今般、政治資金適正化委員会において策定した政治資金監査マニュアルは、「登録政治資金監査人の行う政治資金監査の質の確保と政治資金監査業務の一般化・標準化を図るもの」であり、登録政治資金監査人は、本マニュアルに基づいて政治資金監査を実施することが求められるものである。

本マニュアルは、改正法の目的でもある政治資金に関する収支報告の適正の確保と透明性の向上に対する国民の要請に応えると同時に、政治資金監査制度の円滑な導入・運用を図るには登録政治資金監査人の責任と負担にも留意することが必要であるということを踏まえ、様々な観点から議論を深めつつ、政治資金適正化委員会発足後概ね半年という限られた期間の中でとりまとめたものである。政治資金監査が行われるのは一般的には平成22年1月以降であるが、国会議員関係政治団体の届出が平成20年10月から行われ、当該団体においては平成21年1月からすべての支出について領収書等の徴収・保存義務が課されること等から、事前に政治資金監査の内容を明らかにすることが必要であるとの判断によるものである。

しかしながら、政治資金監査制度は、世界にも類を見ない制度と言われており、登録政治資金監査人となる弁護士、公認会計士、税理士にとって初めてであるだけでなく、政治資金監査を受ける政治団体にとっても全くの新しい試みであり、法改正後、実際に政治資金監査が行われるまで一定の期間があるとはいえ、実務面で双方が遺漏なく対応するためには相当の準備を要するものと思われる。

このような中で、本マニュアルについては、各士業団体や政党・政治団体等からのご意見も踏まえ、現時点で考え得る限りの検討を尽くしたところであるが、実際の運用に際しては、本マニュアルが想定しない様々な場面に直面することも考えられるところである。したがって、今後、政治資金適正化委員会においては、実際に政治資金監査が行われる前

の段階から、本マニュアルに関して政治資金適正化委員会に寄せられた質問、意見等については、できる限り速やかに検討を行い、見解を明らかにしていくこととしている。また、政治資金監査制度の運用状況を慎重に見極めながら、本マニュアルに定める手続きが実際の運用にそぐわない場合などには、必要に応じ本マニュアルの見直しを図り、その内容に改善を加えていくことが必要であり、このことが政治資金監査制度の定着に資するものとする。

平成20年10月

政治資金適正化委員会

委員長 上 田 廣 一
池 田 隼 啓
小見山 満
谷 口 将 紀
牧之内 隆 久

政治資金適正化委員会においては、政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）を平成20年10月に策定し、平成21年からの収支報告を対象とした政治資金監査が、登録政治資金監査人や各士業団体及び政党・政治団体等関係者の皆様のご理解・ご協力により、これまで概ね順調に実施されてきたところである。この間、寄せられたご意見等を踏まえ平成22年9月に本マニュアルの改定を行い、今般、平成24年に行われた政治資金規正法施行規則の一部改正及び政治資金監査報告書記載例の明確化等これまでに政治資金適正化委員会が示した見解等を踏まえ、本マニュアルの改定を行ったところである。今後とも、本マニュアルに基づいた政治資金監査の着実な実施と、政治資金監査制度の一層の定着を期待するものである。

平成25年6月

政治資金適正化委員会

委員長 上 田 廣 一
小見山 満
日 出 雄 平
谷 口 将 紀
牧之内 隆 久

I. 政治資金監査の目的

1. 政治資金規正法の目的・基本理念

1. 政治資金規正法は、政治活動の公明と公正を確保し、それにより民主政治の健全な発達に寄与することを目的とするものである。

政治資金規正法の「目的」

【参照条文】

(目的)

第1条 この法律は、議会制民主政治の下における政党その他の政治団体の機能の重要性及び公職の候補者の責務の重要性にかんがみ、政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治団体の届出、政治団体に係る政治資金の収支の公開並びに政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の授受の規正その他の措置を講ずることにより、政治活動の公明と公正を確保し、もって民主政治の健全な発達に寄与することを目的とする。

2. 政治資金の収支の状況を明らかにすることがこの法律の本来の目的であり、これに対する判断は国民にゆだね、政治献金についての国民の自発的意思を抑制することのないように、適切に運用すべきこととされている。

政治資金規正法の「基本理念」

【参照条文】

(基本理念)

第2条 この法律は、政治資金が民主政治の健全な発達を希求して拠出される国民の浄財であることにかんがみ、その収支の状況を明らかにすることを旨とし、これに対する判断は国民にゆだね、いやしくも政治資金の拠出に関する国民の自発的意思を抑制することのないように、適切に運用されなければならない。

- 2 政治団体は、その責任を自覚し、その政治資金の収受に当たっては、いやしくも国民の疑惑を招くことのないように、この法律に基づいて公明正大に行わなければならない。

2. 政治資金監査導入の経緯

3. 一方、事務所費や光熱水費等の政治団体の支出について、様々な報道・批判が行われ、政治資金の使途に対する国民の政治不信が高まったところである。
4. このような政治資金の使途に対する国民の政治不信を払拭するため、平成19年12月、政治資金規正法の改正案が議員立法として提案され、改正法が成立した。
5. この改正法の考え方は、国会議員が関係する政治団体の範囲を法律上明確にし、これに該当する政治団体に対して、収支報告の適正の確保と透明性の向上のために一定の義務を課すものである。
6. 具体的には、国会議員関係政治団体については、収支報告書を提出するときは、あらかじめ、収支報告書、会計帳簿、領収書等について、政治資金適正化委員会が行う研修を修了した登録政治資金監査人（政治資金適正化委員会の登録を受けた弁護士、公認会計士及び税理士）による政治資金監査を受けること等が義務付けられた。

政治資金監査の範囲

現行の政治資金監査は、外部性を有する第三者が、会計帳簿及び収支報告書に計上されたすべての支出と領収書等を突合し、これらの書類の記載が整合的かどうかを外形的に確認するものであり、収入はその対象としていない。

これは、政治資金の透明性の向上を図りつつ、同時に政治活動の自由の確保の要請にも応えべく、各政党間における協議の結果、現行制度とすることで合意され、その旨が政治資金規正法に定められたものである。

3. 政治資金監査の基本的性格

7. 新たに創設された政治資金監査制度は、国会議員関係政治団体の収支報告の適正の確保を図ることを目的として、以下に掲げる基本的性格を有するものであり、制度の運用や政治資金監査の実施に当たっては、この基本的性格を十分に踏まえることが必要である。
8. 政治資金監査は、外部性を有する第三者が行うものである。
 - ・ 政治団体の収支報告書については、総務大臣及び都道府県の選挙管理委員会において審査が行われているが、これは収支報告書の形式や収支報告書に記載すべき事項の記載が十分であるかどうかについて、行政庁の職員が形式的に審査するもので

ある。政治資金監査は、収支報告書のみならず、国会議員関係政治団体の内部資料である会計帳簿や領収書等の現物を含め、外部性を有する第三者が国会議員関係政治団体のすべての支出をチェックする制度である。これにより、当該国会議員関係政治団体のすべての支出について、支出の相手方、目的、金額、年月日等が外部的な目で確認されることになり、内部のみで処理されることによって生じうる誤りを防ぐとともに、これまで以上に収支報告の適正の確保と透明性の向上を図ることが出来るものと期待される。したがって、政治資金監査においては、外部性の確保が重要であり、政治資金監査の対象となる国会議員関係政治団体との間に密接な身分関係を有する登録政治資金監査人については、政治資金規正法において業務制限が設けられている。

9. 政治資金監査は、職業的専門家が行うものである。

- ・ 政治資金監査を行うのは、政治資金適正化委員会に登録政治資金監査人として登録を受けた弁護士、公認会計士及び税理士である。それぞれ法律、監査及び会計並びに税務に関する国家資格を有する専門家として、高い能力と識見を有するとともに、公共的使命を担うものとされている。加えて、登録政治資金監査人は、政治資金監査の実施に当たっては、政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修を修了することが要件とされている。政治資金監査は、このような職業的専門家が、その知識と経験を生かして公正かつ誠実に行うものであり、政治資金の適正化に資する質の高いものとするのが期待される。
- ・ なお、この政治資金監査は、公認会計士の行う監査証明業務に該当しないものである。したがって、政治資金監査報告書は、国会議員関係政治団体の収支報告書や会計帳簿等の適正性・適法性について、意見表明を求めるものではない。

10. 政治資金監査は、会計事務に対して外形的・定型的に行われるものである。

- ・ 政治資金監査は、政治資金規正法及び政治資金監査に関する具体的な指針（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき、国会議員関係政治団体が管理すべき会計帳簿等の関係書類が保存されているかどうか、それらの書面の記載が整合的かどうかを外形的・定型的に確認する業務である。また、政治資金監査を行うに当たっては、いうまでもなく国会議員関係政治団体の政治活動の自由を尊重することが求められるものであり、政治資金の使途の妥当性を評価するものではない。
- ・ 登録政治資金監査人は、第三者に対する調査や資料要求を行う権限を付与されていないことから、もっぱら会計責任者の責任において作成、提出された資料及び会計責任者の説明に基づき、支出の状況を確認することが期待される。この場合、政治資金監査の適正さを確保するため、政治資金監査は当該国会議員関係政治団体の事務所において行い、収支報告書及び会計帳簿等の関係書類は現物を確認しなければならない。

11. 政治資金監査は、当事者間の相互信頼に基づき行われるものである。

- ・ 政治資金監査は、登録政治資金監査人と国会議員関係政治団体との双方の当事者間の契約に基づいて行われる業務であり、政治資金監査マニュアルに基づく政治資金監査を効率的かつ効果的に行うためには、一連の政治資金監査手続において会計責任者の協力が不可欠であり、また、円滑な政治資金監査の実施は当該国会議員関係政治団体にとっても有益である。
- ・ 国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、登録政治資金監査人の政治資金監査を受けなければならない。他方、登録政治資金監査人は、政治資金監査を行ったときは、政治資金監査報告書を作成しなければならない。各当事者は、相互信頼に基づいて、それぞれの義務を果たすことが期待される。

形式的な審査との違い

政治資金監査においては、

- ① 外部性を有する第三者、かつ職業的専門家である登録政治資金監査人が、国会議員関係政治団体の内部書類である会計帳簿や領収書等を含め確認を行うこと。
- ② 会計帳簿及び収支報告書と支出の裏付けとなるすべての領収書等とを突合する全数調査により実施すること。
- ③ 原則として、国会議員関係政治団体の主たる事務所で実施するとともに、収支報告書及び会計帳簿等の関係書類については、写しでなくその現物を確認すること。

等により、収支報告書を提出する前の段階で支出内容の不明確さを排除することが可能となるものであり、これまで以上に収支報告の適正の確保と透明性の向上を図ることができるものと期待されている。

さらに、政治資金規正法上、記載が求められていない領収書等のあて名、収支報告書に明細を記載することを要しない人件費の支出の状況、書面監査（政治資金規正法第19条の13第2項各号に掲げられた事項についての収支報告書及び会計帳簿等の関係書類の確認）において発見した関係法令上の問題点の確認等、政治資金監査マニュアルに基づき、政治資金監査の信頼性を高めるため、形式的チェックにとどまらない内容についても踏み込んで確認することとしている。

4. 政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の位置付け

12. 政治資金監査マニュアルは、登録政治資金監査人が政治資金監査を行うに当たっての具体的な指針を示すとともに、登録政治資金監査人の行う政治資金監査の質の確保と政治資金監査業務の一般化・標準化を図るものであり、登録政治資金監査人は、この政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行うことが求められる。

政治資金監査マニュアルの政治資金規正法上の位置付け

【参照条文】

（登録政治資金監査人による政治資金監査）

第19条の13 （略）

2 前項の政治資金監査は、政治資金適正化委員会が定める政治資金監査に関する具体的な指針に基づき、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

一 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明細書が保存されていること。

二 会計帳簿には当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載されており、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。

三 第12条第1項又は第17条第1項の報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていること。

四 領収書等を徴し難かつた支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていること。

3～6 （略）

政治資金規正法施行規則（昭和50年自治省令第17号）

第12号様式の4（第14条の2の2関係）

（備考）

3 政治資金監査報告書は、政治資金適正化委員会が定める政治資金監査に関する具体的な指針に基づき、作成すること。

Ⅱ．登録政治資金監査人

1．登録政治資金監査人の資格

(1) 資格

1. 弁護士、公認会計士及び税理士は、登録政治資金監査人名簿に、氏名、生年月日、住所等の事項の登録を受けて、登録政治資金監査人となることができる（政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の18第1項）。ただし、以下のいずれかに該当する者（以下「欠格要件該当者」という。）は、登録政治資金監査人となることができない（法第19条の18第2項）。
 - ・ 法第26条の6（政治資金監査報告書への虚偽記載）又は第26条の7（秘密保持義務違反）の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることのなくなった日から3年を経過しない者（法第19条の18第2項第1号）
 - ・ 法第19条の22第1項の規定により登録政治資金監査人の登録を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者（法第19条の18第2項第2号）
 - ・ 懲戒処分により、弁護士、公認会計士又は税理士の業務を停止された者で、現にその処分を受けているもの（法第19条の18第2項第3号）
2. 登録政治資金監査人の登録を受けようとする者は、登録申請書を、弁護士、公認会計士又は税理士のいずれかに該当する者であることを証する書面を添えて、政治資金適正化委員会に提出しなければならない（法第19条の20第1項）。なお、登録の際には、登録免許税法に規定された税額により登録免許税を納めなければならない。
3. 登録政治資金監査人は、弁護士、公認会計士若しくは税理士のいずれかに該当する者であること又は欠格要件該当者に該当しないことについて、記載すべき事項を記載せず又は虚偽の記載をして登録申請書を提出し、その申請に基づき当該登録を受けた者であることが判明したときは、登録を取り消される（法第19条の22第1項）。
4. 登録政治資金監査人は、以下のいずれかに該当するとき又は登録政治資金監査人から登録の抹消の申請があったときは、登録を抹消される（法第19条の23第1項）。
 - ・ 弁護士、公認会計士又は税理士のいずれにも該当しなくなったとき（法第19条の23第1項第1号）。

- ・ 法第26条の6（政治資金監査報告書への虚偽記載）又は第26条の7（秘密保持義務違反）の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることのなくなった日から3年を経過しない者に該当するに至ったとき（法第19条の23第1項第2号）。
 - ・ 懲戒処分により、弁護士、公認会計士又は税理士の業務を停止された者で、現にその処分を受けているものに該当するに至ったとき（法第19条の23第1項第2号）。
 - ・ 法第19条の22第1項の規定により登録政治資金監査人の登録を取り消されたとき（法第19条の23第1項第3号）。
5. 登録政治資金監査人は、政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修を修了しなければ政治資金監査を行うことができない（法第19条の13第1項・第19条の27第1項）。なお、研修を受けるときは、手数料を支払う必要がある（法第19条の27第3項）。

（２）業務制限

6. 登録政治資金監査人が、以下のいずれかに該当する場合には、当該登録政治資金監査人は、当該国会議員関係政治団体の政治資金監査を行うことはできない（法第19条の13第5項）。
- ・ 国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者、会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者又はその配偶者
 - ・ 国会議員関係政治団体の役職員又はその配偶者
 - ・ 2号団体にあっては、当該団体が推薦し、若しくは支持する国会議員に係る公職の候補者（現に国会議員の職にある者及び国会議員に係る公職の候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）又はその配偶者

「役職員」とは

役員の範囲は、規約等の定めや役員会に参画しているかどうかなどそれぞれの団体の実態に応じて判断されることとなる。役職員には、事務局の職員も含まれるが、単に国会議員関係政治団体に入会し、会費等を支払っているだけの会員は、役職員には該当しない。

「公職の候補者」とは

公職とは、公職選挙法第3条に規定する公職、すなわち、衆議院議員、参議院議員（並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職）をいい、公職の候補者には、これらの候補者のほか、候補者となろうとする者及び現職の国会議員も含まれる。

【参照条文】

(定義等)

第3条 (略)

2・3 (略)

4 この法律において「公職の候補者」とは、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の規定により候補者として届出があつた者、同法第86条の2若しくは第86条の3の規定による届出により候補者となつた者又は同法第86条の4の規定により候補者として届出があつた者（当該候補者となろうとする者及び同法第3条に規定する公職にある者を含む。）をいう。

5 (略)

公職選挙法（昭和25年法律第100号）

(公職の定義)

第3条 この法律において「公職」とは、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職をいう。

7. 業務制限が設けられた趣旨は、政治資金監査の外部性の確保であることから、政治資金監査を行う時期だけではなく、政治資金監査契約を締結した日から政治資金監査報告書の日付までの期間は、上記業務制限に該当してはならない。

また、自ら作成・徴取した収支報告書及び会計帳簿等の関係書類（当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書をいう。以下同じ。）について自ら政治資金監査を行うことになる場合も、政治資金監査制度の趣旨を踏まえれば、適当ではない。

なお、政治資金監査を行った登録政治資金監査人の氏名は、政治資金監査報告書において明らかとなる。

政治資金監査制度の趣旨から適当ではない場合

自ら作成・徴取した収支報告書及び会計帳簿等の関係書類について自ら政治資金監査を行うことになる場合やそのようになりかねない場合については、外部性を有する第三者によるチェックという政治資金監査制度の趣旨を踏まえれば、適当ではない。

具体例としては、年の途中まで国会議員関係政治団体の以下の役職にあった者が辞任し、登録政治資金監査人として、当該団体の当該年に係る政治資金監査を行う場合等が想定される。

(例)

- ・ 会計責任者
- ・ 会計責任者に事故があり又は会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者
- ・ 役職員として、会計帳簿の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者

2. 登録政治資金監査人の職務

8. 登録政治資金監査人は、政治資金監査マニュアルに基づき、以下に掲げる事項について政治資金監査を行う（法第19条の13第2項）。
 - ・ 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていること。
 - ・ 会計帳簿には国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載されており、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。
 - ・ 収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていること。
 - ・ 領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていること。
9. 登録政治資金監査人は、政治資金監査を行ったときは、政治資金監査報告書を作成しなければならない（法第19条の13第3項）。
10. 登録政治資金監査人の職務は、国会議員関係政治団体の会計責任者が作成した収支報告書及び会計帳簿等の関係書類について、法及び政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行い、政治資金監査報告書を作成することにある。したがって、収支報告書及び会計帳簿等の関係書類の作成責任及び政治資金監査報告書を収支報告書に併せて提出する義務を登録政治資金監査人が負うものではない。

3. 登録政治資金監査人の責任

11. 登録政治資金監査人の責任については、法において以下のとおり規定されている。
 - ・ 登録政治資金監査人又は登録政治資金監査人であった者は、正当な理由がなく、政治資金監査の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない（法第19条の28第1項）。また、登録政治資金監査人の使用人その他の従業者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、政治資金監査の業務を補助したことについて知り得た秘密を漏らしてはならない（法第19条の28第2項）。
 - ・ 法第19条の28の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる（法第26条の7）。
 - ・ 政治資金監査報告書に虚偽の記載をした者は、30万円以下の罰金に処せられる（法第26条の6）。

12. なお、各士業法においても、以下のとおり責任の定めがある。

- ・ 登録政治資金監査人が政治資金監査を行うに当たって弁護士、公認会計士又は税理士としての信用を傷つけ、品位を害するような行為をした場合には、弁護士法、公認会計士法又は税理士法上の信用失墜行為として懲戒処分の対象となり得る（弁護士法第56条第1項・公認会計士法第26条・税理士法第37条）。

Ⅲ. 国会議員関係政治団体

1. 国会議員関係政治団体の定義

1. 国会議員関係政治団体とは、以下に掲げる政治団体（政党本部、みなし1号団体に該当する政党支部以外の政党支部、派閥・政策研究団体及び政治資金団体を除く。）をいう。

【1号団体】

国会議員に係る公職の候補者が代表者である資金管理団体その他の政治団体（法第19条の7第1項第1号）

【2号団体】

租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18第1項第4号に該当する政治団体（いわゆる寄附金控除制度の適用を受ける団体）のうち、特定の国会議員に係る公職の候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体（法第19条の7第1項第2号）

【みなし1号団体】

政党支部であって、国会議員に係る選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、国会議員に係る公職の候補者が代表者であるもの（法第19条の7第2項）

2. 国会議員関係政治団体の会計責任者の責務

2. 国会議員関係政治団体の会計責任者には、主に、以下に掲げる責務が課せられている。
 - ・ 会計帳簿を備え、これに当該国会議員関係政治団体に係るすべての収入、支出及び金銭等の運用について、所定の事項を記載すること（法第9条第1項）。
 - ・ すべての支出について、当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面（以下「領収書等」という。）を徴すること（法第11条第1項・第19条の9）。
 - ・ 毎年12月31日現在で、当該国会議員関係政治団体に係るその年における収入、支出等を記載した収支報告書を、都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出すること（法第12条第1項・第19条の10）。
 - ・ 会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び領収書等を徴し難かった支出の明細書等を、これらに係る収支報告書の要旨が公表された日から3年を経過する日まで保存すること（法第16条第1項・第19条の11第2項）。
 - ・ 国会議員関係政治団体が行った支出のうち領収書等を徴し難い事情があったもの

については、政治資金監査を受けるまでの間に、領収書等を徴し難かった支出の明細書等を作成すること（法第19条の11第1項）。

3. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治団体の会計責任者として収支報告書を提出するときは、あらかじめ、収支報告書及び会計帳簿等の関係書類について、政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修を修了した登録政治資金監査人の政治資金監査を受けなければならない（法第19条の13第1項）。
4. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、登録政治資金監査人が作成した政治資金監査報告書を当該収支報告書に併せて提出しなければならない（法第19条の14）。なお、法第19条の14の規定に違反して、政治資金監査報告書の提出をしなかった者は、5年以下の禁錮又は100万円以下の罰金に処せられるが、政治資金監査報告書を収支報告書に併せて提出する義務を負っているのは会計責任者であり、登録政治資金監査人ではない（法第25条第1項第1の2号）。

収支報告書の提出先及び提出期限

政治団体の会計責任者が提出すべき収支報告書の提出先は、以下のとおりである。

- （１）１つの都道府県の区域において主としてその活動を行う政治団体（政党支部を含み、政党本部及び政治資金団体を除く。（２）において同じ。）

→ 主たる事務所の所在地の都道府県の選挙管理委員会

- （２）２以上の都道府県の区域にわたり、又は主たる事務所の所在地の都道府県の区域外の地域において、主としてその活動を行う政治団体

→ 主たる事務所の所在地の都道府県の選挙管理委員会を経て総務大臣

- （３）政党本部及び政治資金団体

→ 主たる事務所の所在地の都道府県の選挙管理委員会を経て総務大臣

また、収支報告書の提出期限は、以下のとおりである。

	国会議員関係政治団体 (※１)	国会議員関係政治団体 以外の政治団体
通常の場合（１２月３１日現在で提出する場合）	翌年５月末まで	翌年３月末まで
選挙の場合（※２）	翌年６月末まで	翌年４月末まで
政治団体が解散等した場合	解散等した日から ６０日以内	解散等した日から ３０日以内

（※１）収支報告書に記載すべき収入又は支出があった年において国会議員関係政治団体であったものを含む。

(※2) 翌年1月から通常の場合の提出期限までの間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合をいう。

【参照条文】

法第19条の10による読替後の法第12条

(報告書の提出)

第12条 政治団体の会計責任者(報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。)は、毎年12月31日現在で、当該政治団体に係るその年における収入、支出その他の事項で次に掲げるもの(これらの事項がないときは、その旨)を記載した報告書を、その日の翌日から5月以内(その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合(第20条第1項において「報告書の提出期限が延長される場合」という。)には、6月以内)に、第6条第1項各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出しなければならない。

一～三 (略)

2～4 (略)

法第19条の10による読替後の法第17条

(解散の届出等)

第17条 政治団体が解散し、又は目的の変更その他により政治団体でなくなつたときは、その代表者及び会計責任者であつた者は、その日から60日以内に、その旨及び年月日を、第6条第1項各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に文書で届け出るとともに、第12条第1項の規定の例により、その日現在で、収入及び支出並びに資産等に関する事項を記載した報告書を提出しなければならない。

2～4 (略)

収支報告書に併せて提出すべきもの

収支報告書に併せて提出すべきものは、以下のとおりである。

- ・ 領収書等の写し、領収書等を徴し難かつた支出の明細書、振込明細書の写し及び振込明細書に係る支出目的書(いずれも収支報告書に支出の明細を記載すべき支出に係るもの)
(振込明細書に支出の目的が記載されているとき(会計責任者による追記も差し支えない。)は、当該振込明細書の写しの提出のみで足り、振込明細書に係る支出目的書を別様に作成・提出することは不要である。)
- ・ 政治資金監査報告書

3. 政治団体の区分に異動があった場合の留意事項

5. 次の政治団体においても、政治資金監査を受ける必要がある。

① その年の途中で国会議員関係政治団体となり、12月31日又は解散等により政治団体でなくなった日において、国会議員関係政治団体に該当する政治団体

② 12月31日又は解散等により政治団体でなくなった日において、国会議員関係政治団体に該当しない政治団体のうち、年の途中において国会議員関係政治団体であった期間があり、かつ、その年に収入又は支出を計上している政治団体

これらの場合、国会議員関係政治団体であった期間についてのみならず、その年の全期間の支出に係る収支報告書及び会計帳簿等の関係書類について政治資金監査を受けなければならないことに留意すること。

なお、上記②に関して、その年に収入及び支出をともに計上していない場合には、その年に係る政治資金監査を受ける必要はなく、前年からの繰越額はその年の収入には含まれない。

6. 会計責任者に法令上求められる収支報告書及び会計帳簿等の関係書類の作成・徴取義務は、国会議員関係政治団体、国会議員関係政治団体には該当しない資金管理団体、又は国会議員関係政治団体若しくは資金管理団体のいずれにも該当しない政治団体（以下「その他の政治団体」という。）のそれぞれの政治団体の区分によりその対象となる支出の範囲が異なるものであること。

7. 政治資金監査は、政治団体の区分に応じて法令上求められる収支報告書及び会計帳簿等の関係書類の作成・徴取義務の対象となる支出の範囲で確認を行うことで足りるものであること。なお、政治団体の区分ごとの政治資金監査の対象となる支出の範囲は、以下のとおりであること。

	国会議員関係 政治団体	資金管理団体	その他の政治団体
会計帳簿	すべての支出		
明細書	すべての支出		
領収書等	すべての支出	1件5万円以上の支出	
振込明細書	すべての支出	1件5万円以上の支出	
領収書等を徴し 難かった支出の 明細書	すべての支出	人件費以外の経 費で1件5万円 以上の支出	経常経費以外の 経費で1件5万 円以上の支出
振込明細書に係 る支出目的書	すべての支出	人件費以外の経 費で1件5万円 以上の支出	経常経費以外の 経費で1件5万 円以上の支出
収支報告書	人件費以外の経 費で1件1万円 を超える支出	人件費以外の経 費で1件5万円 以上の支出	経常経費以外の 経費で1件5万 円以上の支出

8. 国会議員関係政治団体以外の政治団体であった期間について政治資金監査を行う場合、以下の支出については、会計帳簿に必要記載事項が記載されているかどうかを確認すれば足りること。
- ・ 1件5万円未満の支出（領収書等の徴取義務がないため）
 - ・ 領収書等がない支出のうち、資金管理団体にあつては1件5万円以上の人件費に係る支出、その他の政治団体にあつては1件5万円以上の経常経費に係る支出（いずれも領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書の作成義務がないため）
9. 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間及び資金管理団体の指定の期間は、収支報告書（様式その1）により確認すること。

IV. 政治資金監査指針① 一般監査指針

1. 一般的な留意事項

1. 登録政治資金監査人が政治資金監査を行うに当たっての一般的な留意事項は、以下のとおりである。
 - ・ 登録政治資金監査人は、政治資金制度を十分に理解するとともに、実務経験等から得られる知識の蓄積に努めること。
 - ・ 登録政治資金監査人は、公正かつ誠実に職責を果たすとともに、政治資金監査の対象となる国会議員関係政治団体との間に密接な身分関係を有してはならないこと。
 - ・ 登録政治資金監査人は、予断や予見を持つことなく職業的専門家として政治資金監査を行わなければならないこと。
 - ・ 登録政治資金監査人は、正当な理由がなく、政治資金監査の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこと（法第19条の28第1項）。
 - ・ 登録政治資金監査人は、使用人等に対して、その職務の遂行上適切な指示、指導及び監督を行わなければならないこと。

「密接な身分関係」とは

密接な身分関係とは、法第19条の13第5項に規定する関係をいい、具体的には、「Ⅱ. 1.（2）業務制限」に該当する場合をいう。

2. 調査方法

2. 政治資金監査の調査方法については、会計帳簿等の関係書類から一定数を抽出するのではなく、全数を調査しなければならないこと。したがって、会計帳簿と領収書等との突合については、会計帳簿とすべての領収書等とを突合することが必要であること。

全数調査

領収書等の調査方法については、費用対効果の観点から一定金額以下の支出については抽出調査とすることも考えられるところであるが、すべての支出について領収書等の徴収が義務付けられ、領収書等の保存や会計帳簿との整合性を確認すべきとされている以上、すべての支出を確認することが法の要請と考えられる。

また、抽出調査とした場合には、会計帳簿と領収書等との突合がされていない支出内容の不明確な支出が残ってしまうため、政治資金をめぐる不適正な事例を受けて、政治資金監査を国民の期待に応え得る制度とするためにも、全数調査とすることとしたところである。

3. 政治資金監査は、原則として、国会議員関係政治団体の主たる事務所で行わなければならないこと。

国会議員関係政治団体の主たる事務所

国会議員関係政治団体の主たる事務所とは、法第6条第1項の規定により、都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に届出があったものである。

国会議員関係政治団体の主たる事務所での実施

政治資金監査は、その適正さを確保するため、原則として国会議員関係政治団体の主たる事務所で行わなければならないこととしている。

これは、会計帳簿や領収書等が主たる事務所にある場合、それらを移動させることによる紛失等の事故を防止するためのものであるが、他方、政治資金の使途に関する一連の問題の中で、特に、事務所費、光熱水費等の経常経費が問題となったことから、国会議員関係政治団体の主たる事務所での活動実態を踏まえて経常経費を確認することとしたものである。

なお、政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外としては、会計帳簿や領収書等の紛失等の事故を防止するための十分な措置が講じられ、かつ、会計責任者等に対するヒアリング等を通じて、経常経費を含む事務所の運営実態について確認することができることを条件として以下の場合が考えられる。

- ① 作業スペースの不足等やむを得ない事情により、円滑な政治資金監査の実施が困難であると登録政治資金監査人が判断した場合
- ② 同一の国会議員に係る複数の国会議員関係政治団体の政治資金監査を実施する場合において、政治資金監査の効率的な実施のため、特定の事務所等に収支報告書及び会計帳簿等の関係書類を集めた上で、政治資金監査を行うことが適当であると登録政治資金監査人が判断した場合
- ③ 解散により、政治資金監査を実施する時点において主たる事務所が存在しなくなった場合

主たる事務所以外の実施場所の政治資金監査報告書への記載方法

主たる事務所とは、政治団体の政治活動の中心となる場所とされており、通常は関係書類が整理して保存されているなど、政治資金監査を効率的に実施できると想定される。したがって、主たる事務所以外の場所で政治資金監査を行った場合には、主たる事務所で実施しなかった理由について、例えば、単に「効率的な実施のため」という記載のみではなく、「Ⅶ. 2. (1) (※2)」の(例)のように主たる事務所で政治資金監査を実施しなかった理由を明らかにした上で、実施場所については住所を併記することにより具体的に特定して、政治資金監査報告書の「1 監査の概要(4)」に記載すること。

4. 政治資金監査においては、収支報告書及び会計帳簿等の関係書類について、その現物を確認しなければならないこと。したがって、領収書等についても、領収書等の写しではなく、領収書等の現物を確認しなければならないこと。

現物の確認

平成19年の法改正の契機となった、政治資金をめぐる一連の問題の中で、領収書等を改ざんした上で複写し、経費を多重計上する事例等があったことから、政治資金監査においては、領収書等を含め、収支報告書及び会計帳簿等の関係書類の現物を確認することとしたものである。

3. 政治資金監査契約の締結

5. 政治資金監査を受けるに当たっては、円滑に政治資金監査を行うため、国会議員関係政治団体と登録政治資金監査人との間で、書面により政治資金監査の実施に関する契約を締結するものであること。
6. 政治資金監査契約の締結の時期は、政治資金監査対象年の開始前又は年の途中であっても差し支えないものであること。
7. 円滑な政治資金監査を行う上で必要がある場合には、政治資金監査対象年の開始前又は年の途中において、必要な助言等を行うため、政治資金監査の事前準備として、領収書等の整理・保存状況を確認する予備的契約や、領収書等の整理方法を指導・助言する契約を締結することも差し支えないものであること。

政治資金監査の事前準備としての契約

政治資金監査を円滑に行うためには、国会議員関係政治団体の側において、領収書等を支出項目別及び年月日順に整理するなど、政治資金監査を受ける体制を事前に整備しておく必要が

あるため、領収書等の整理・保存状況を事前に確認する契約や、領収書等の整理段階から指導・助言する契約を必要に応じて締結することができる。

4. 政治資金監査契約書において規定すべき事項

8. 政治資金監査の実施に関する契約の締結に際して、契約に盛り込むことが想定される事項としては以下のものが考えられること。なお、契約書において規定すべき事項は、以下の事項に限定されるものではなく、法令及び政治資金監査マニュアルの規定に反しない限りにおいて、政治資金監査の実施に必要な範囲内で契約当事者の合意に基づき定めるものであること。

(1) 一般的事項

9. 政治資金監査の目的

収支報告書が法に基づき適切に作成されているかを外部性を有する第三者が専門的な立場から確認し、もって収支報告の適正の確保に資することを目的として、政治資金監査マニュアルに基づき、法第19条の13第2項各号に掲げる事項について確認した結果を報告するものであること。

なお、政治資金監査は、国会議員関係政治団体が管理すべき収支報告書及び会計帳簿等の関係書類が保存されているかどうか、それらの書面の記載が整合的かどうかを外形的・定型的に確認する業務であり、政治資金の使途の妥当性を評価するものではないこと。

10. 政治資金監査の体制及び政治資金監査を受ける体制

政治資金監査業務に従事する登録政治資金監査人及び業務従事者並びに登録政治資金監査人との連絡に当たる会計責任者及び担当者の氏名、連絡先、地位、資格等を明らかにすること。

政治資金監査の体制等に係る事項

政治資金監査の体制等に係る事項については、登録政治資金監査人が政治資金監査を円滑に行い、また、国会議員関係政治団体が政治資金監査を円滑に受ける上で必要な範囲で規定すれば足りるものである。

11. 政治資金監査の対象

国会議員関係政治団体から提出された政治資金監査の対象年に係る収支報告書及び会計帳簿等の関係書類を対象とすること。

12. 政治資金監査の時期、日程及び場所並びに政治資金監査報告書の提出方法及び提出期限

法及び政治資金監査マニュアルに従い、登録政治資金監査人と国会議員関係政治団体との間で協議の上、定めること。

政治資金監査の時期等に係る事項
政治資金監査の時期等に係る事項については、あらかじめ合意が必要と判断した事項について規定すれば足り、別途協議の上、定めることとしても差し支えないものである。

13. 報酬の額及び支払の時期

政治資金監査において確認を要する領収書等の枚数や整理状況に応じ、政治資金監査に要する業務量を勘案して定めること。

14. 経費の負担

政治資金監査を実施するために必要な経費の負担について、登録政治資金監査人及び国会議員関係政治団体の両方で合意の上、定めること。

(2) 登録政治資金監査人及び国会議員関係政治団体の責任

15. 登録政治資金監査人の責任

登録政治資金監査人は、外部性を有する第三者の立場において、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行い、政治資金監査報告書を作成する責任を有すること。

16. 国会議員関係政治団体の責任

- ・ 円滑に政治資金監査を行うため、収支報告書及び会計帳簿等の関係書類を複数の事務所において管理している場合には、これらの書類を法第19条の13第2項各号に掲げられた事項についての書類の確認（以下「書面監査」という。）を行う事務所に政治資金監査が行われるまでの間に集約し、また、会計帳簿等の関係書類を支出項目別及び年月日順に整理すること。
- ・ 登録政治資金監査人が政治資金監査を実施するために必要なすべての記録、書類、その他の情報を提供し、登録政治資金監査人からの書面又は口頭による質問に対しては遅滞なく真実を回答しなければならないこと。

(3) 秘密保持義務

17. 登録政治資金監査人は、法の規定により、正当な理由がなく、政治資金監査の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこと。使用人その他の従業者又はこれらの者であった者についても同様であること。

(4) 使用人等の監督等

18. 登録政治資金監査人は、その業務を遂行する上で使用人等を使用することができること。その際には指揮命令系統、職務分担等を明らかにした上で、使用人等又はこれらの者であった者にも秘密保持義務が課されることを周知徹底し、適切な指示、指導及び監督を行うこと。

「使用人等」とは

使用人等とは、政治資金監査業務を補助する使用人その他の従業者をいう。
なお、使用人等には、特段の資格を有することを要しないものである。

使用人等に対する秘密保持義務の周知

登録政治資金監査人の使用人等に対する秘密保持義務の周知は、政治資金監査の業務に関して知り得た秘密については、使用人等である期間のみならず、当該政治資金監査が終了し、使用人等としての立場ではなくなった後も、引き続き秘密保持義務が課せられることを理解させるものである。

(5) 契約の解除

19. 登録政治資金監査人が契約を解除することができる場合として以下の場合が考えられること。
- ・ 国会議員関係政治団体の責めに基づき政治資金監査の実施が不可能になった場合
 - ・ 国会議員関係政治団体の会計責任者又は担当者が登録政治資金監査人の業務遂行に誠実に対応しない場合など、信頼関係が著しく損なわれた場合
20. 国会議員関係政治団体が契約を解除することができる場合として以下の場合が考えられること。
- ・ 登録政治資金監査人の責めに基づき政治資金監査の実施が不可能になった場合

5. 政治資金監査契約に係る留意事項

21. 契約の締結に当たっては、国会議員関係政治団体と登録政治資金監査人との間に、「Ⅱ. 1. (2) 業務制限」に掲げる関係を有する場合には、政治資金監査を行うことはできないことに留意すること。
22. 登録政治資金監査人は契約書に明記された政治資金監査の時期までに、政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修を修了しておかなければならないこと。
23. 登録政治資金監査人は、個人として、国会議員関係政治団体と政治資金監査の実施に関する契約を締結するものであり、弁護士法人、監査法人又は税理士法人として契約を締結することはできないので留意すること。
24. 政治資金監査契約書は、政治資金監査及び政治資金監査報告書の作成という仕事の完成に対して報酬を支払うということを内容とするものであることから、印紙税法第2条及び同法別表第一課税物件表の番号二に掲げる「請負に関する契約書」に該当し、印紙税が課せられることとなり、契約金額に応じた収入印紙の貼付が必要であること。
25. 登録政治資金監査人が政治資金監査報酬を受領した際に、国会議員関係政治団体に対して作成する領収書等は、営業に関しない受取書に該当するので、印紙税は課せられず、収入印紙を貼付する必要はないこととされていること。

政治資金監査報酬に係る領収書等への印紙の貼付について

政治資金監査報酬に係る領収書等への印紙の貼付の詳細については、国税庁ホームページ「登録政治資金監査人が作成する「受取書」に係る印紙税法上の取扱いについて」を参照すること。

26. 政治資金監査報酬は、所得税法第204条第1項第2号に規定する「弁護士、公認会計士、税理士の業務に関する報酬又は料金」に該当することから、政治団体が政治資金監査報酬を支払う場合、所得税を源泉徴収することが必要とされていること。

V. 政治資金監査指針② 個別監査指針

1. 法第19条の13第2項第1号に掲げる事項

- 一 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明細書が保存されていること。

1. 保存対象となる会計帳簿等の関係書類について、これらの保存対象書類の一覧表の作成を会計責任者に求め、一覧表と保存対象書類の現物とを照合すること。

なお、一覧表の様式は特に定まっていないが、一覧表に記載することが想定される事項としては以下のものが考えられること。

- ・ 一覧表を作成した日付
- ・ 一覧表を作成した国会議員関係政治団体の名称と会計責任者の氏名
- ・ 保存対象書類の名称及び冊数

保存対象書類の一覧表の例は、以下のとおりであり、実際に作成又は使用した書類を記載すること。

保存対象書類一覧表（例）

当団体が保存すべき政治資金監査対象年に係る会計帳簿等の関係書類は、以下のとおりである。

- ・ 会計帳簿 3冊（①1月～4月分 ②5月～8月分 ③9月～12月分）
※補助簿・日計表を含む。
- ・ 明細書綴り 1冊
- ・ 領収書等綴り 3冊（①1月～4月分 ②5月～8月分 ③9月～12月分）
※振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を含む。
- ・ 領収書等を徴し難かつた支出の明細書 1通

平成×年×月×日

〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）

会計責任者 〇〇 〇〇

2. なお、会計帳簿等の関係書類については、当該年に係る収支報告書の要旨が公表された日から3年を経過する日まで保存しなければならないが、政治資金監査においては、その対象となる年に係るものが保存されていることを確認すれば足りることに留意すること。

会計帳簿等の保存期間
【参照条文】 法第19条の11による読替後の法第16条 (会計帳簿等の保存) 第16条 政治団体の会計責任者（政治団体が次条第1項の規定に該当する場合にあつては、当該政治団体の会計責任者であつた者。次項において同じ。）は、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び領収書等を徴し難かつた支出の明細書等を、 <u>第20条第1項の規定によりこれらに係る報告書の要旨が公表された日から3年を経過する日まで保存しなければならない。</u> 2 (略)

2. 法第19条の13第2項第2号に掲げる事項

二 会計帳簿には当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載されており、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。

3. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該国会議員関係政治団体のすべての支出について、会計帳簿に必要記載事項を記載するとともに、当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面を徴さなければならない（法第9条・第11条第1項・第19条の9）。政治資金監査においては、会計帳簿とすべての領収書等とを突合し、領収書等の必要記載事項（支出の目的、金額及び年月日）と会計帳簿の記載事項とが整合的であるかどうかを確認することとなる。

(1) 領収書等の記載事項の確認

4. 法の規定上、領収書等には、支出の目的、金額及び年月日の3事項が記載されていることが必要であるので、領収書等にこれらの事項が記載されているかを確認すること。

5. 一般的な領収書等において支出の目的とは、「但し、〇〇代として」など何に支出されたかが分かるような記載をいい、通常、摘要といわれるものである。また、金額とは当該支出の金額を、年月日とは当該支出の日付をいうものであること。
6. 領収書等に必要記載事項の記載不備がある場合は、その旨を会計責任者に指摘すること。
7. なお、金融機関が作成した振込明細書は、金融機関が政治団体から委任を受けて一定金額を受け取ったことを証する書面にすぎないことから、支出を受けた者からの領収書等には該当しない。したがって、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。）を確認する必要があること。

振込みの方法により支出をした場合

振込みの方法により支出をし、当該支出の相手方から領収書等が発行されないときは、領収書等を徴し難かった事情に該当することから、国会議員関係政治団体の会計責任者は、領収書等を徴し難かった支出の明細書（金融機関が作成した振込明細書があるときにあっては、振込明細書に係る支出目的書）を作成することとされている。（ただし、振込明細書に支出の目的が記載されているとき（会計責任者による追記も差し支えない。）は、当該振込明細書の写しの提出のみで足り、振込明細書に係る支出目的書を別様にて作成・提出することは不要である。）

○公共料金等のコンビニエンスストア等における支払い

コンビニエンスストアで公共料金等を支払った場合は、コンビニエンスストアと請求書発行事業者が代理受領契約を結んでいるため、コンビニエンスストアは請求書発行事業者の代理人となる。このため、コンビニエンスストアが支払いを受領したことは、請求書発行事業者が支払いを受領したことになり、コンビニエンスストアが発行する書面で当該支出の目的、金額、年月日が記載されたものは、政治資金規正法上の領収書等に該当する。

金融機関において公共料金等を支払った場合は、当該金融機関が請求書発行事業者と代理受領契約を結んでいる場合は、上述のコンビニエンスストアの場合と同様、当該金融機関が発行する書面で当該支出の目的、金額、年月日が記載されたものは、政治資金規正法上の領収書等に該当する。

また、当該金融機関が請求書発行事業者と代理受領契約を結んでいない場合であっても、当該金融機関が作成した振込明細書で支出の目的、金額、年月日が記載されたものは、当該振込明細書の写しを提出することをもって収支報告書と併せて提出しなければならない書面を提出したこととなり、当該振込明細書に係る支出目的書を作成する必要はない。

(2) 領収書等亡失等一覧表の作成要求

8. 領収書等又は振込明細書が徴収漏れ又は亡失により存在せず、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されていない支出（人件費以外の経費の支出に限る。）については、これらの支出の一覧表（以下「領収書等亡失等一覧表」という。）の提出を会計責任者に求めること。

領収書等亡失等一覧表について

政治資金監査において突合すべき書面がない支出（人件費を除く。）については、会計責任者に領収書等亡失等一覧表の作成を求め、登録政治資金監査人に提出させることになる。

この領収書等亡失等一覧表は、政治資金監査報告書の別添として、政治資金監査報告書の一部を構成するものであり、収支報告書と併せて閲覧又は写しの交付の請求の対象となるものである。

【参照条文】

（収支報告書等の保存及び閲覧等）

第20条の2 （略）

- 2 何人も、前条第1項の規定により報告書の要旨が公表された日から3年間、総務大臣の場合にあつては総務省令の定めるところにより、都道府県の選挙管理委員会の場合にあつては当該選挙管理委員会の定めるところにより、当該報告書、第14条第1項の規定による書面又は政治資金監査報告書の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

3 （略）

9. 必要記載事項の記載不備がある領収書等に係る支出については、「V. 2. (4) 会計帳簿の必要記載事項の確認」の18.により会計帳簿の記載事項と整合的であるかどうかを確認すること。

その結果、当該領収書等及び当該領収書等に係る請求書等の記載事項と、当該支出に係る会計帳簿の記載事項の整合がとれていない場合は、書面監査により支出の状況を確認できないものとして、当該支出を領収書等亡失等一覧表に記載するよう会計責任者に求めること。

なお、領収書等に必要記載事項の記載不備がある旨の指摘を受けて、会計責任者が当該領収書等の発行者に対し記載の追加や再発行を要請するなどして、必要記載事項が記載された領収書等を備えた場合は、領収書等亡失等一覧表に記載するよう求める必要はない。

領収書等への追記

領収書等は支出を受けた者が発行するものであり、国会議員関係政治団体に追記することは適当ではないこと。

(3) 高額領収書等のあて名等の確認

10. 法の規定上、領収書等のあて名は記載事項とされていないが、収支報告書と併せて写しが提出される1件当たりの金額が1万円を超える支出（人件費以外の経費の支出に限る。）に係る領収書等（以下「高額領収書等」という。）については、あて名に当該国会議員関係政治団体の名称が記載されているかを確認すること。

高額領収書等のあて名の確認

法の規定上、領収書等には、支出の目的、金額及び年月日の3事項の記載を必要としており、あて名の記載は求められていない。しかしながら、①国会議員関係政治団体において、あて名を備えた領収書等の徴収が徹底されれば、法改正の契機ともなった一連の領収書問題の防止効果が期待できること、また、②あて名について確認しないとした場合に、国会議員関係政治団体あてに発行されたものとは社会通念上考えられないような領収書等を見逃しているということになれば、政治資金監査の信頼性が確保できないこと等から、高額領収書等のあて名についても併せて確認することとする。

11. あて名のない高額領収書等及びあて名が「上様」の高額領収書等については、当該国会議員関係政治団体に対して発行されたものとして取り扱うことができるものであるが、今後、当該国会議員関係政治団体の名称を発行者において記載してもらうよう助言すること。

あて名のない高額領収書等及びあて名が「上様」の高額領収書等

法の規定上、領収書等のあて名の記載が求められていない中で、あて名の記載不備を理由に領収書等として認めないという取扱いとすることは適当ではないため、あて名のないものや「上様」と記載されたものについては、当該国会議員関係政治団体に対して発行されたものとして認めた上で、今後、当該国会議員関係政治団体の名称を発行者において記載してもらうよう助言することとする。

12. 高額領収書等のあて名が、国会議員関係政治団体の正式名称ではなく、「〇〇事務所」のように国会議員の氏名を用いたものについては、当該国会議員関係政治団体に対して発行されたものとして取り扱うことができるものであること。

13. 高額領収書等のあて名に当該国会議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているものについては、会計責任者等に対するヒアリングにおいて、これらの領収書等が当該国会議員関係政治団体あてに発行された領収書等であることの確認を会計責任者等に求めること。
14. 通常、政党以外の政治団体は法人格がないため、当該政治団体の名において契約することができない場合があり、そのような契約に係る支出の領収書等は、あて名に国会議員関係政治団体の正式名称と異なる名称が記載されていても、やむを得ないものであること。

当該政治団体の名において契約することができない場合

あて名に国会議員関係政治団体の正式名称と異なる名称が記載されていても、やむを得ないものの例としては、以下のものが考えられる。

- ・ 不動産登記や自動車の登録等を要する契約に係るもの
- ・ 携帯電話等について個人が契約者となっているもの

15. 高額領収書等のうち、以下のような領収書等がある場合には、当該領収書等が真正なものであることを会計責任者等に確認すること。

(例)

- ・ 明らかに記載が訂正又は消去された痕跡のある領収書等がある場合
- ・ 同一の発行者で、数種類の様式の領収書等がある場合
- ・ 一般の大法人が発行する領収書等で、市販されている領収書等を使用している場合
- ・ 氏名・名称や住所など発行者に関する事項の記載がない場合又は曖昧（発行企業名が不正確なもの、番地まで記載されていないもの等）である場合

領収書への印紙の貼付漏れについて

領収書等の記載事項を確認する中で、貼付が義務付けられている印紙の貼付漏れを発見した場合は、受け取り金額が3万円以上の領収書を受け取る際には、印紙の貼付の有無を確認するよう指摘することも想定される。

「一般の大法人」とは

一般の大法人とは、資本金や出資金の額にかかわらず、全国的又は当該地域において一般に広く知られた法人をいうものであり、このような法人が自前の領収書等を使用せず、市販の領収書等を使用することは通常考えがたいものであること。

(4) 会計帳簿の必要記載事項の確認

16. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、会計帳簿を備え、これにすべての支出並びに支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日を記載しなければならないこととされている（法第9条第1項）。
17. 会計帳簿とすべての領収書等とを突合し、領収書等の必要記載事項（支出の目的、金額及び年月日）と会計帳簿の記載事項とが整合的であるかどうかを確認するとともに、会計帳簿に必要記載事項が記載されているかどうかを確認すること。

「会計帳簿の必要記載事項」とは

会計帳簿の必要記載事項とは、国会議員関係政治団体に係るその年におけるすべての支出（当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。）並びに支出を受けた者の氏名及び住所（支出を受けた者が団体である場合には、その名称及び主たる事務所の所在地）並びにその支出の目的、金額及び年月日をいう。

【参照条文】

（会計帳簿の備付け及び記載）

第9条 政治団体の会計責任者（会計責任者に事故があり、又は会計責任者が欠けた場合にあっては、その職務を行うべき者。第15条を除き、以下同じ。）（会計帳簿の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。）は、会計帳簿を備え、これに当該政治団体に係る次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 （略）

二 すべての支出（当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。以下この条、第12条、第17条、第19条の11、第19条の13及び第19条の16において同じ。）並びに支出を受けた者の氏名及び住所（支出を受けた者が団体である場合には、その名称及び主たる事務所の所在地。次条第1項及び第12条第1項第2号において同じ。）並びにその支出の目的、金額及び年月日

三 （略）

2 （略）

18. 支出の目的が記載されていないなど、必要記載事項の記載不備がある領収書等に係る支出については、発行者情報を含む当該領収書等の記載事項と当該支出に係る会計帳簿の記載事項が整合的であるかどうかを確認すること。

また、必要記載事項の記載不備がある領収書等に係る支出について、当該支出の内容を示す請求書等の書類（以下「領収書等に係る請求書等」という。）が領収書等と一

体として保存され、会計責任者等から示された場合には、当該領収書等の記載事項と当該領収書等に係る請求書等の記載事項とを併せて、当該支出に係る会計帳簿の記載事項と整合的であるかどうかを確認すること。

なお、上記により確認がなされた必要記載事項の記載不備がある領収書等について、国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治資金の収支の公開の観点から、記載不備のない領収書等と同様に保存し、写しを提出すべきであること。

また、領収書等に係る請求書等についても、領収書等の記載事項を補足するものとして、保存し、写しを提出することとしても差し支えない。

当該領収書等に係る支出の内容を示す請求書等の書類

領収書等に記載された支出に係る請求書、納品書、見積書、利用代金明細書、クレジットカードの月次利用明細書等、一般的な商慣習上、領収書等に記載された支出に関して発行される書面をいう。これらの書面は、支出を証していないことから、法の規定上の領収書等には該当しないが、必要記載事項の記載不備がある領収書等と併せて、支出の状況について確認することができる。

なお、必要記載事項の記載不備がある領収書等と当該領収書に係る請求書等を併せて確認し、会計帳簿の記載事項と整合的であると判断される場合とは、支出の目的、金額及び年月日の3事項のうち領収書等に記載されていない事項について、当該領収書等に係る請求書等から確認できる場合を指し、例としては以下のような場合が考えられる。

- ・ 領収書等の但書き欄に何も記載されていないが、当該支出に係る請求書に「〇〇代」との記載がある場合
- ・ 領収書等には支出の年月日のうち年が記載されていないが、当該支出に係る納品書に支出の年が記載されている場合

政治資金監査において会計帳簿に記載された支出（人件費を除く。）と突合を行う書面

- (1) 当該支出に領収書等を徴し難い事情がない場合は、「領収書等」及び「領収書等に係る請求書等」と突合する。

○領収書等とは

当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面をいう。

国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該国会議員関係政治団体のすべての支出について、領収書等を徴さなければならない。

- (2) 当該支出に領収書等を徴し難い事情がある場合は、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」と突合する。

なお、振込みの方法による支出であって振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支

出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。)がある場合は、これらの書類と突合する。

○領収書等を徴し難かった支出の明細書とは

領収書等を徴し難い事情があった旨並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した書面をいう。

国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該国会議員関係政治団体が行った支出のうち領収書等を徴し難い事情があったものについては、その明細書を作成しなければならない。

○振込明細書とは

金融機関が作成した振込みの明細書であって当該支出の金額及び年月日を記載したものをいう。

○振込明細書に係る支出目的書とは

振込明細書に併せて提出すべき、当該振込明細書の支出の目的を記載した書面をいう。

19. 人件費については、上記 17. 及び 18. の例による会計帳簿と領収書等との突合により、又は会計帳簿と振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書との突合により支出の状況を確認し、これらの書類で支出の状況が確認できない場合には、賃金台帳、源泉徴収簿等により、支出の状況を確認すること。

「人件費」とは

【参照条文】

政治資金規正法施行規則（抄）

ア 人件費 政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。）に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類をいう。

政治資金監査において会計帳簿に記載された人件費と突合を行う書面

（１）当該支出に領収書等を徴し難い事情がない場合は、「領収書等」及び「領収書等に係る請求書等」と突合する。

（２）当該支出に領収書等を徴し難い事情がある場合で、振込みの方法による支出であって振込明細書があり、振込明細書に係る支出目的書が作成されているときは、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書と突合する。

それ以外のときは、「賃金台帳や源泉徴収簿等の人件費を支払う使用者が通常備えておくべき帳簿等」と突合する。

○賃金台帳とは

労働基準法上、使用者に調製が義務付けられているもので、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額等を記入したものをいう。

○源泉徴収簿とは

所得税の源泉徴収や年末調整等の事務を正確かつ能率的に行うために、一人一人の申告された扶養親族等の状況や月々の給与の金額、その給与から徴収した税額等を各個人ごとに記録しておくために国税庁が示しているものをいう。

【参照条文】

労働基準法（昭和22年法律第49号）

（賃金台帳）

第108条 使用者は、各事業場ごとに賃金台帳を調製し、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他厚生労働省令で定める事項を賃金支払の都度遅滞なく記入しなければならない。

人件費については、収支報告書への明細の記載等の対象とはされていないところではあるが、人件費への不適切な支出の計上を防止するため、領収書等や振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況が確認できない場合には、賃金台帳や源泉徴収簿等の人件費を支払う使用者が通常備えておくべき帳簿等を利用して、支出の状況を確認することとしている。

なお、これらの突合すべき書面がない人件費については、その件数と総額を政治資金監査報告書に記載することとなる。

20. 会計帳簿に必要記載事項の記載不備がある場合は、その旨を会計責任者に指摘すること。

なお、支出を受けた者の住所の記載について、以下に掲げる場合は、政治資金監査においては記載不備とは扱わないこと。

- ・ 支出を受けた者の住所の記載が領収書等がないなど、事実上又は社会通念上、当該住所の特定が困難であり、会計帳簿の備考欄に住所不明である旨又は一部を省略した住所が記載されている場合
- ・ 支出を受けた者が団体であり、会計帳簿の備考欄に記載された住所が当該団体の主たる事務所（本社）の所在地であるか否かにかかわらず、いずれかの住所が記載されている場合
- ・ 会計帳簿の備考欄に住所は別添の書面に記載されている旨が記載されており、支出を受けた者の住所が記載された当該支出に係る領収書等又は当該領収書等に係る請求書等の書面が、会計帳簿と併せて保存されている場合。ただし、この場合であっても、会計帳簿の備考欄には別添の書面に記載された支出を受けた者の住所を転記しておくよう指摘すること。

支出を受けた者の住所に関する政治資金監査上の取扱い

支出を受けた者の住所に関する政治資金監査上の取扱いについては、以下の点について留意すること。

(1) 住所の特定が困難な場合について

領収書等に支出を受けた者の住所の記載がない等の理由により、会計帳簿の備考欄に記載すべき住所が外形的に明らかでない場合であっても、政治団体の会計責任者は、法の規定に基づき、可能な範囲で調査の上、住所の記載に努めることが求められている。

しかし、コインパーキングや個人タクシーに係る支出など、会計帳簿の備考欄に記載すべき住所が事実上又は社会通念上、特定することが困難であると客観的に判断される場合には、住所不明である旨又は一部を省略した住所を記載することもやむを得ず、この場合政治資金監査においては記載不備とは扱わない。

(2) 主たる事務所の所在地について

支出を受けた者が団体である場合には、会計帳簿の備考欄に主たる事務所（本社と解されている）の所在地を記載することとされているが、政治資金監査の外形的・定型的な性質を踏まえると、会計帳簿の備考欄に記載された住所が主たる事務所の所在地であるかどうかを登録政治資金監査人が判断することは困難であるため、当該記載された住所が主たる事務所（本社）の所在地であるか否かにかかわらず、いずれかの住所が記載されていれば記載不備とは扱わない。

(3) 住所は別添の書面に記載されている旨が記載されている場合について

会計帳簿の備考欄に住所は別添の書面に記載されている旨が記載されており、支出を受けた者の住所が記載された当該支出に係る領収書等又は当該領収書等に係る請求書等の書面が、会計帳簿と併せて保存されている場合には、当該書面に記載された支出を受けた者の住所を確認できたときは、政治資金監査においては記載不備とは扱わない。

ただし、法の規定上、会計帳簿の備考欄には、すべての支出について、当該支出を受けた者の住所が記載されていることが必要であるから、別添の書面に記載のある場合であっても、当該支出を受けた者の住所を会計帳簿の備考欄に転記しておかなければならない。

(例)

支 出 の 目 的		金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名	備 考
項 目	摘 要				
1 経常経費					
⋮					
(2) 光熱水費	ガス料金	8,095	H○. 5. 24	○○ガス	住所は別添書面に記載 東京都千代田区麹町○ー○ー○
(3) 備品・消耗品費	事務用品代	1,080	H○. 11. 30	○○ストア	
⋮					
2 政治活動費					
(1) 組織活動費	コインパーキング駐車代	1,200	H○. 6. 20	○○パーク	東京都港区赤坂以下不明
⋮					
	タクシー代	1,680	H○. 10. 21	○○タクシー	住所不明（個人タクシーのため）
⋮					
(4) 調査研究費	書籍購入費	3,853	H○. 2. 3	○○ Book Store	アメリカ合衆国ニューヨーク州以下不明
⋮					
支 出 の 総 額					

21. 会計帳簿の必要記載事項の確認に当たっては、必要に応じて、補助簿、日計表の類を含めて確認すること。

会計帳簿の種類、様式及び記載要領
会計帳簿の種類、様式及び記載要領は、総務省令で定めるとされており（法第9条第2項）、省令において、補助簿、日計表の類を使用することも認められている。
【参照条文】 （会計帳簿の備付け及び記載）
第9条 （略）
2 前項の会計帳簿の種類、様式及び記載要領は、総務省令で定める。
政治資金規正法施行規則（抄）
2 支出簿
（1）支出簿には、この様式に定める区分に従い、すべての支出（当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。）を記載すること。なお、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用してもさしつかえないこと。

22. 会計帳簿が、当該国会議員関係政治団体の会計責任者の管理の下におかれているかどうかを確認すること。

3. 法第19条の13第2項第3号に掲げる事項

三 第十二条第一項又は第十七条第一項の報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていること。

23. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、すべての支出について、その総額及び支出項目別の金額を、また、人件費以外の経費の支出（1件当たりの金額が1万円を超えるものに限る。）については、その支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した収支報告書を提出しなければならないこととされている（法第12条第1項・第17条第1項・第19条の10）。
24. 会計帳簿から、収支報告書に記載すべき事項（人件費以外の経費の支出（1件当たりの金額が1万円を超えるものに限る。））が漏れなく転記されているかどうかを確認すること。

なお、会計帳簿の備考欄に住所は別添の書面に記載されている旨が記載されている場合は、当該書面に記載された住所が収支報告書に転記されているかどうかを確認すること。

25. 収支報告書（支出に係る分に限る。）に必要記載事項が記載されているかどうかを確認すること。

「収支報告書の必要記載事項」とは

収支報告書の必要記載事項とは、国会議員関係政治団体に係るその年におけるすべての支出について、その総額及び支出項目別の金額並びに人件費以外の経費の支出（1件当たりの金額が1万円を超えるものに限る。）について、その支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日をいう。

【参照条文】

法第19条の10による読替後の法第12条

（報告書の提出）

第12条 政治団体の会計責任者（報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。）は、毎年12月31日現在で、当該政治団体に係るその年における収入、支出その他の事項で次に掲げるもの（これらの事項がないときは、その旨）を記載した報告書を、その日の翌日から5月以内（その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合（第20条第1項において「報告書の提出期限が延長される場合」という。）には、6月以内）に、第6条第1項各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出しなければならない。

一 （略）

二 すべての支出について、その総額及び総務省令で定める項目別の金額並びに人件費、光熱水費その他の総務省令で定める経費以外の経費（第19条の7第1項に規定する国会議員関係政治団体である間に行つた支出にあつては、人件費以外の経費）の支出（1件当たりの金額（数回にわたつてされたときは、その合計金額）が1万円を超えるものに限る。）について、その支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日

三 （略）

2～4 （略）

収支報告書等の記載方法等に関する見解

（参考資料 Ⅲ.）平成20年度第8回政治資金適正化委員会資料「収支報告書等の記載方法等に関する見解」及び平成21年度第1回政治資金適正化委員会資料「収支報告書等の記載方法について（クレジットカードを利用した場合）」等を参照すること。

26. 収支報告書（支出に係る分に限る。）に計算誤りがないかどうかを検算して確認すること。

収支報告書の「支出に係る分」とは

収支報告書の支出に係る分とは、以下に掲げるものをいう。

- ・ 様式（その 2） 収支の状況の「1 収支の総括表」の「支出総額」欄
- ・ 様式（その 13） (1) 支出の総括表
- ・ 様式（その 14） (2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳
- ・ 様式（その 15） (3) 政治活動費の内訳
- ・ 様式（その 16） (4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

4. 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に掲げる事項

四 領収書等を徴し難かつた支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていること。

（１）一般的事項

27. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該国会議員関係政治団体のすべての支出について、領収書等を徴さなければならないが、領収書等を徴し難い事情があるときは、例外的に領収書等を徴することを要しない（法第 11 条第 1 項・第 19 条の 9）。
28. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該国会議員関係政治団体が行った支出のうち領収書等を徴し難い事情があったものについては、その旨並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書等を徴し難かつた支出の明細書（振込明細書があるときにあっては、当該支出の目的を記載した書面。以下「領収書等を徴し難かつた支出の明細書等」という。）を作成しなければならないこととされている（法第 19 条の 11 第 1 項）。

領収書等を徴し難い事情がある場合の提出書面

国会議員関係政治団体の会計責任者は、領収書等を徴し難い事情があったもののうち、収支報告書に支出の明細を記載した支出については、当該支出に係る領収書等を徴し難かつた支出の明細書（振込明細書に係る支出目的書を作成した場合は、振込明細書に係る支出目的書及び当該振込明細書の写し。ただし、振込明細書に支出の目的が記載されている場合（会計責任者による追記も差し支えない。）は、当該振込明細書の写しの提出のみで足り、振込明細書に係る支出目的書を別様にて作成・提出することは不要。）を収支報告書に併せて提出する必要がある。

29. 領収書等を徴し難かった支出の明細書等と会計帳簿とを突合し、記載不備がないかどうかを確認すること。なお、一度発行された領収書等の亡失は、領収書等を徴し難い事情には含まれないことに留意すること。
30. 領収書等を徴し難かった支出の明細書等に必要記載事項が記載されているかどうかを確認すること。

(2) 領収書等を徴し難い事情の具体例

31. 「領収書等を徴し難い事情」とは、事実上又は社会通念上、客観的に領収書等を徴することが困難な場合をいい、具体的には以下のような場合が考えられること。
- ・ 香典・祝儀
領収書等を徴しないことが社会通念上、一般的なものとして認識されているため。
 - ・ 金銭以外の支出
物品の無償提供等の金銭を伴わない支出については、領収書等を発行してもらうことが事実上困難であるため。
 - ・ バス・電車等の交通機関の利用や、自動販売機での購入
自動券売機等による領収書等が発行されない形での利用又は購入が想定されるため。
なお、定期券の購入等、領収書等が発行される形での利用又は購入については、領収書等を徴し難い事情には該当しない。
 - ・ 振込みの方法による支出
振込みの方法による支出については、支出の相手方が領収書等を発行しない場合が想定されるため。
なお、金融機関が作成した振込明細書（振込金受領証を含む。）がある場合は、振込明細書に係る支出目的書を作成することで、領収書等の写しに代えることができる。
ただし、振込明細書に支出の目的が記載されているとき（会計責任者による追記も差し支えない。）は、当該振込明細書の写しの提出のみで足り、振込明細書に係る支出目的書を別様にて作成・提出することは不要である。
 - ・ 口座振替の利用
公共料金等の口座引落しの場合、支出の相手方によっては、領収書等が発行されない場合が想定されるため。
なお、翌月分の請求書に前月分の口座引落しの案内が添付されているものについては、口座引落しの案内は領収書等に該当する。

32. 登録政治資金監査人は、上記以外の場合でも会計責任者等に対するヒアリングにおいて、領収書等を徴し難い事情と合理的に判断できる場合には、認めることとして差し支えないものであること。なお、ヒアリングにおいても判断がつかない場合は、政治資金適正化委員会に照会するものとする。

VI. 政治資金監査指針③ 会計責任者等に対するヒアリング

1. 会計責任者等に対するヒアリングの意義・目的

1. 会計責任者等に対するヒアリングは、職業的専門家である登録政治資金監査人が会計責任者本人に対しヒアリングを行うことにより、領収書等の徴収漏れ又は亡失等により書面監査では国会議員関係政治団体の支出の状況が確認できなかったものについて、支出の実体を確認するとともに、書面監査で支出の状況を確認した国会議員関係政治団体の支出のうち一定の支出について適法性等を確認し、さらなる収支報告の適正の確保を図るものである。
2. 併せて、国会議員関係政治団体の会計処理方法や会計帳簿の支出項目の区分の分類等を確認することにより、国会議員関係政治団体の会計処理の適正化も期待できるものである。

2. ヒアリング事項

3. 会計責任者等に対するヒアリングにおいては、以下に掲げる事項について、ヒアリングを行うものとする。
 - (1) 会計処理方法
 - (2) 支出項目の区分の分類
 - (3) 書面監査では支出の状況が確認できなかったもの
 - (4) 書面監査に加えて、支出の状況の詳細を確認する必要があるもの
4. 会計責任者等に対するヒアリングは、原則として、会計責任者本人に対し行わなければならないこと。
5. なお、会計責任者の職務を補佐する者が、会計責任者等に対するヒアリングに同席し、登録政治資金監査人からの質問に回答することは差し支えないものであること。
6. 会計責任者等に対するヒアリングについては、必ず登録政治資金監査人が行わなければならない、使用人等のみで行ってはならないこと。

会計責任者等に対するヒアリングの対象者

会計責任者等に対するヒアリングは、書面監査では国会議員関係政治団体の支出の状況が確認できなかったもの等について、その支出の実体を国会議員関係政治団体側に確認するものである。

したがって、これらの支出について最終的な責任を有する会計責任者本人に対してヒアリングを行うことを原則とし、会計責任者の職務を補佐する者が登録政治資金監査人からの質問に回答する際にも、会計責任者本人の立会いが求められるものである。

なお、会計責任者が病気であるなど、会計責任者本人へのヒアリングが現実的に困難な事情がある場合等は、会計責任者の職務代行者に対してヒアリングを行うこともやむを得ないものである。

(1) 会計処理方法

7. ヒアリングでは、まず、国会議員関係政治団体の会計処理方法についてヒアリングを行い、当該国会議員関係政治団体の会計処理の現状について把握すること。
8. 国会議員関係政治団体の会計処理方法については、以下に掲げる事項をヒアリングで確認すること。
 - ・ 国会議員関係政治団体の支出手続（支出伺い・決裁・支払方法等）について聴取し、会計責任者が会計処理を管理しているかどうか。
 - ・ 会計帳簿への記帳については、支出の都度行っているのか、ある程度の期間ごとに行っているのか。
 - ・ 会計処理に関してどのような書類を作成しているのか。
 - ・ 会計帳簿や領収書等について、どのように保管しているのか。
 - ・ 会計責任者の交代があった場合、どのように事務の引継ぎを行っているのか。

会計責任者の事務の引継ぎ

会計責任者の事務の引継ぎとは、政治団体の会計責任者の責務の重要性にかんがみ、前任者から後任者への事務の引継ぎが確実に行われるように、前任の会計責任者に対し引継義務を課し、政治団体の会計経理の恒常性と責任の一貫性を保持し、もって会計経理の公明と公正を図ろうとするものである。

【参照条文】

（会計責任者の事務の引継ぎ）

第15条 政治団体の会計責任者の更迭があつた場合においては、前任者は、退職の日から15日以内に、その担任する事務を後任者に引き継がなければならない。

2 (略)

3 前2項の規定により引継ぎをする場合においては、引継ぎをする者において引継書を作成し、引継ぎの旨及び引継ぎの年月日を記載し、引継ぎをする者及び引継ぎを受ける者においてともに署名捺印し、現金及び帳簿その他の書類とともに引継ぎをしなければならない。

9. 国会議員関係政治団体の会計処理方法についてのヒアリングの結果、会計処理を改善できるものがあつた場合には、必要に応じて、会計責任者等に対し助言等を行うこと。

(2) 支出項目の区分の分類

10. 会計帳簿の支出項目の区分の分類については、省令で定める分類基準に照らし、支出項目の区分の分類に誤りがないことの確認を会計責任者等に求めること。

支出項目の区分の分類の確認

政治資金監査において確認を求めることとしている支出項目の区分の分類とは、国会議員関係政治団体に係る支出が省令で定める分類基準に照らし、適切に分類されているかどうかであり、支出がそもそも国会議員関係政治団体に係る支出であるかどうかや、政治資金の使途として妥当かどうかの確認を求めるものではない。

支出項目の区分の分類

政治団体の支出には、政治団体が団体として存続していくために恒常的に必要な経費と政治上の主義、施策の推進、支持、反対又は公職の候補者の推薦、支持、反対等の政治活動を行っていくための活動に要する経費とがあるが、前者を経常経費、後者を政治活動費とし、経常経費としては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費の4項目に、また、政治活動費としては、組織活動費、選挙関係費、機関誌紙の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金、その他の経費の6項目に分類することとされている。

(参考資料 IV.) 平成21年度第2回政治資金適正化委員会資料「支出項目の区分の分類について」を参照すること。

(3) 書面監査では支出の状況が確認できなかったもの

11. 書面監査では支出の状況が確認できなかったものには、以下のものが該当する。
- ・ 領収書等の徴収漏れ又は亡失により、領収書等がないもの
 - ・ 領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況が確認できない人件費で、賃金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類の存在し

ないもの

- ・ 高額領収書等のあて名に当該国会議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているもの
- ・ 「V. 4. (2) 領収書等を徴し難い事情の具体例」以外の事情で領収書等を徴し難かった支出の明細書に記載しているもの

12. 領収書等の徴収漏れ又は亡失により支出の状況の確認ができないもの（人件費以外の経費の支出に限る。）については、領収書等亡失等一覧表のとおり当該経費が支出されたことの確認を会計責任者等に求めること。

領収書等亡失等一覧表の性格
領収書等亡失等一覧表は、領収書等を亡失等した事実を確認するものに過ぎず、登録政治資金監査人において亡失等した事情が正当かどうかを判断する性格のものではない。

13. 領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況が確認できない人件費で、賃金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類の存在しないものについては、その事情を聴取し、人件費が支出されたことの確認を会計責任者等に求めること。
14. 高額領収書等のあて名に当該国会議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているものについては、これらの領収書等が当該国会議員関係政治団体あてに発行された領収書等であることの確認を会計責任者等に求めること。
15. 「V. 4. (2) 領収書等を徴し難い事情の具体例」以外の事情で領収書等を徴し難かった支出の明細書に記載しているものについては、その事情を会計責任者等に確認すること。

（４）書面監査に加えて、支出の状況の詳細を確認する必要があるもの

16. 収支報告の適正を確保するため、書面監査に加えて、支出の状況の詳細を確認する必要があるものは、以下のとおりである。なお、書面監査において発見した関係法令上の問題点等、その他の事項のヒアリングを妨げないものであること。
- ・ 政治資金監査を行った現場の事務所が、当該国会議員関係政治団体の活動以外の活動にも使用されていると認められる場合における経常経費（光熱水費、家賃等）
 - ・ 他の政治団体に対する支出
 - ・ 花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類する支出

「書面監査において発見した関係法令上の問題点等、その他の事項」とは

登録政治資金監査人によるヒアリングを妨げないものとされている「書面監査において発見した関係法令上の問題点等、その他の事項」として政治資金適正化委員会において議論となったものは、以下のとおりである。

- ・ 領収書への印紙の貼付漏れ

受け取り金額が3万円以上の領収書への貼付が義務付けられている印紙の貼付漏れを発見した場合（印紙の貼付漏れは領収書の発行者側の問題であり、政治団体側の問題ではないが、政治資金監査において指摘することも想定される。）

- ・ 人件費関係の書類の不備

使用者に調製が義務付けられている賃金台帳の不備のほか、源泉徴収簿における税額計算の誤り等を発見した場合

- ・ 事務所の借料損料の取扱い

会計帳簿等の事務所費に借料損料（地代、家賃）が記載されていない場合

- ・ 政治資金監査報酬の取扱い

政治資金監査報酬が記載されていない場合

【参照条文】

政治資金規正法施行規則（抄）

エ 事務所費 事務所の借料損料（地代、家賃）、公租公課、火災保険金等の各種保険金、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるものをいう。

17. 政治資金監査を行った現場の事務所が、当該国会議員関係政治団体の活動以外の活動にも使用されていると認められる場合における経常経費について、当該国会議員関係政治団体の活動に係る経常経費とそれ以外の経常経費とをどのようにあん分しているかを会計責任者等に確認すること。
18. 他の政治団体に対する支出の有無を聴取し、該当する支出がある場合には当該支出を受けた政治団体において適切な会計処理が行われていることの確認を会計責任者等に求めること。
19. 花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類する支出については、これらの支出に公職選挙法に抵触する支出が含まれていないことの確認を会計責任者等に求めること。

「公職選挙法に抵触する支出」とは

公職の候補者は、当該選挙区又は選挙の行われる区域内にある者に対し、名義を問わず、原則として寄附をしてはならない（公職選挙法第199条の2第1項）。

また、公職の候補者以外の者であっても、公職の候補者を寄附の名義人として当該選挙区又は選挙の行われる区域内にある者に対し、原則として寄附をしてはならない（公職選挙法第199条の2第2項）。

一般に国会議員関係政治団体は、当該国会議員関係政治団体が推薦等する公職の候補者の選挙区又は選挙の行われる区域内にある者に対し、花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものとしてされる寄附をすることは禁止されている（公職選挙法第199条の5第1項）。

【参照条文】

公職選挙法（昭和25年法律第100号）

（公職の候補者等の寄附の禁止）

第199条の2 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下この条において「公職の候補者等」という。）は、当該選挙区（選挙区がないときは選挙の行われる区域。以下この条において同じ。）内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問わず、寄附をしてはならない。ただし、政党その他の政治団体若しくはその支部又は当該公職の候補者等の親族に対してする場合及び当該公職の候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会（参加者に対して饗応接待（通常用いられる程度の食事の提供を除く。）が行われるようなもの、当該選挙区外において行われるもの及び第199条の5第4項各号の区分による当該選挙ごとに当該各号に定める期間内に行われるものを除く。以下この条において同じ。）に関し必要やむを得ない実費の補償（食事についての実費の補償を除く。以下この条において同じ。）としてする場合は、この限りでない。

2 公職の候補者等を寄附の名義人とする当該選挙区内にある者に対する寄附については、当該公職の候補者等以外の者は、いかなる名義をもつてするを問わず、これをしてはならない。ただし、当該公職の候補者等の親族に対してする場合及び当該公職の候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会に関し必要やむを得ない実費の補償としてする場合は、この限りでない。

3・4 （略）

（後援団体に関する寄附等の禁止）

第199条の5 政党その他の団体又はその支部で、特定の公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）の政治上の主義若しくは施策を支持し、又は特定の公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）を推薦し、若しくは支持することがその政治活動のうち主たるものであるもの（以下「後援団体」とい

う。)は、当該選挙区(選挙区がないときは、選挙の行われる区域)内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問わず、寄附をしてはならない。ただし、政党その他の政治団体若しくはその支部又は当該公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む。)に対し寄附をする場合及び当該後援団体がその団体の設立目的により行う行事又は事業に関し寄附(花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものとしてされるもの及び第4項各号の区分による当該選挙ごとの一定期間内にされるものを除く。)をする場合は、この限りでない。

2～4 (略)

VII. 政治資金監査報告書

1. 登録政治資金監査人は、政治資金監査を行ったときは、政治資金監査報告書を作成しなければならない（法第19条の13第3項）。
2. 政治資金監査報告書は、国会議員関係政治団体の会計責任者が都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に収支報告書を提出するときに、併せて提出されるものであること（法第19条の14）。
3. 都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出された政治資金監査報告書は、これらを受理した総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会において、当該政治資金監査報告書に係る収支報告書の要旨が公表された日から3年を経過する日まで保存されるとともに、何人も、この期間、政治資金監査報告書の閲覧又は写しの交付を請求することができるものであること（法第20条の2第1項・第2項）。

1. 政治資金監査報告書の記載事項

4. 政治資金監査報告書には、政治資金監査マニュアルに基づいて行った政治資金監査の概要及び結果並びに業務制限に該当するか否かを簡潔明瞭に記載することとし、具体的な記載事項は、以下のとおりである。
 - ・ 表題（「政治資金監査報告書」）
 - ・ 日付
 - ・ あて先
 - ・ 登録政治資金監査人の氏名、登録番号及び研修の修了年月日
 - ・ 監査の概要
 - ・ 監査の結果
 - ・ 業務制限
5. 政治資金監査報告書の用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
6. 政治資金監査報告書の表題は、「政治資金監査報告書」とすること。

7. 政治資金監査報告書の日付は、登録政治資金監査人の責任の範囲に関わる重要事項であり、登録政治資金監査人が自らの責任において政治資金監査が終了したと判断したときの日付とすべきであり、通常の場合には、書面監査及び会計責任者等に対するヒアリングの終了した日となること。
8. 政治資金監査報告書のあて先は、政治資金監査を受けた国会議員関係政治団体の代表者あてとすること。
なお、政治資金監査報告書に記載する国会議員関係政治団体の名称は、当該団体の正式名称を記載すること。
9. 登録政治資金監査人の氏名については、当該政治資金監査報告書を作成した登録政治資金監査人本人が、作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押すこと。

自署し、かつ、自己の印を押すこと

登録政治資金監査人本人が自署し、かつ、自己の印を押していない政治資金監査報告書は、再提出を求められることがあるので留意すること。
--

10. 登録政治資金監査人の登録番号及び研修修了年月日については、登録政治資金監査人名簿への登録番号及び政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修の修了年月日を記載すること。
11. 政治資金監査報告書の監査の概要は、以下に掲げる事項を記載すること。
 - ・ 政治資金監査の根拠規定
 - ・ 政治資金監査の対象書類と対象期間
 - ・ 実施した基準
 - ・ 責任の所在と範囲
12. 政治資金監査の根拠規定については、当該政治資金監査が「法第19条の13第1項の規定に基づく」ものである旨を記載すること。
13. 政治資金監査の対象書類については、政治資金監査の対象とした収支報告書及び会計帳簿等の関係書類を記載すること。また、対象期間については、政治資金監査の対象とした年を記載し、併せて当該年の収支報告書による報告の対象となったすべての期間について政治資金監査を実施した旨を記載すること。

14. 実施した基準については、「政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）」に基づき、政治資金監査を実施した旨を記載すること。
15. 責任の所在と範囲については、国会議員関係政治団体の会計責任者と登録政治資金監査人との関係や役割分担を明確にするため、政治資金規正法によりそれぞれが負う責任の範囲を記載すること。
16. 監査の結果については、政治資金監査マニュアルに基づいて行った政治資金監査の結果を、記載例に従って記載すること。
- ・ 政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた場合、記載例（１）の例によること。ただし、収支報告書に支出が計上されていない場合、記載例（４）の例によることが望ましいものであること。
 - ・ 会計帳簿に記載不備がある場合、支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日等、記載不備がある記載事項の種類を明らかにした上、記載例（２）の例によること。
 - ・ 政治資金監査マニュアルに基づき会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出がある場合、以下に掲げる区分に従い、その内容を明らかにした上、記載例（３）の例によること。
 - ① 領収書等又は振込明細書が存在せず、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されず、書面監査において支出の状況が確認できなかったもの（人件費以外の経費の支出に限る。）については、会計責任者から提出された領収書等亡失等一覧表を添付の上、記載例（３）の（別記）（１）の例によること。
 - ② 領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況が確認できない人件費で、賃金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類の存在しないものについては、件数及び総額を明らかにした上、記載例（３）の（別記）（２）の例によること。
 - ③ 高額領収書等のあて名に当該国会議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているもので、会計責任者に対するヒアリングを行った結果、当該国会議員関係政治団体に対して発行されたとは認められないと判断されるものについては、支出の日付、支出項目の区分の分類及び金額を明らかにした上で、記載例（３）の（別記）（３）の例によること。
- また、上記①～③に加え、政治資金監査マニュアルに基づき会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出として、記載例（３）の（別記）（１）～（３）以外の記載が必要と判断した事項がある場合は、政治資金適正化委員会に照会すること。

会計帳簿等の関係書類の記載方法について

記載例（１）～（３）のいずれかの例による場合、監査報告書中「２ 監査の結果」は、政治資金監査において確認した会計帳簿等の関係書類の保存の実態に応じ、以下に基づき記載すること。

- ・ 「２ 監査の結果（１）」については、政治資金監査において保存されていることを確認した書類の名称を記載すること。

なお、当該国会議員関係政治団体の支出の状況により、法の規定上、保存又は作成する必要がなかった書類がある場合は、その旨を記載しても差し支えないこと。

（例）領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）が存在しなかった場合

- （１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書及び領収書等が保存されていた。

なお、政治資金監査の対象期間においては、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）に係る領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を必要とする支出はなく、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

- ・ 「２ 監査の結果（３）」については、政治資金監査において、当該書類に基づき収支報告書に支出の状況が表示されていることを確認した書類の名称を記載すること。
- ・ 「２ 監査の結果（４）」については、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書が存在しなかった場合には、その旨を記載すること。

17. 政治資金監査報告書の業務制限は、登録政治資金監査人が法第１９条の１３第５項に規定する一定の関係を国会議員関係政治団体と有していないことを記載するものであること。また、政治資金監査の業務を補助した使用人等についても、同様の関係を有しない場合には、その旨を記載することが望ましいものであること。

政治資金監査報告書の「業務制限」における使用人等の取扱い

法は、登録政治資金監査人本人について業務制限を設けているのみであって、政治資金監査業務を補助する使用人等については、何ら制限を設けていないところである。

しかしながら、政治資金監査においては、「Ⅰ．３．政治資金監査の基本的性格」にあるように、外部性の確保が重要であり、使用人等についても登録政治資金監査人が業務を制限される場合と同様の関係を有しない場合は、その旨も明らかにすることにより、政治資金監査の外部性がより明確に示されるものであるため、これを政治資金監査報告書に記載することが望ましいとしたものである。

18. 登録政治資金監査人は、政治資金監査報告書の作成において、記載例に加え、特に記載する必要があると判断した事項がある場合は、政治資金適正化委員会に照会すること。

2. 政治資金監査報告書記載例

(1) 政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた場合

政治資金監査報告書

平成×年×月×日

〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 印

登 録 番 号

第 ×××× 号

研修修了年月日 平成×年×月×日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の平成×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所（※2）において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収

書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書(※1)は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上

(※1) 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定する収支報告書」とすること。

(※2) 国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにし、政治資金監査の実施場所については、住所を併記することにより、具体的に特定すること。

(注) 政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外としては、会計帳簿や領収書等の紛失等の事故を防止するための十分な措置が講じられ、かつ、会計責任者等に対するヒアリング等を通じて、経常経費を含む事務所の運営実態について確認することができることを条件として以下の場合が考えられること。

- ① 作業スペースの不足等やむを得ない事情により、円滑な政治資金監査の実施が困難であると登録政治資金監査人が判断した場合
- ② 同一の国会議員に係る複数の国会議員関係政治団体の政治資金監査を実施する場合において、政治資金監査の効率的な実施のため、特定の事務所等に収支報告書

及び会計帳簿等の関係書類を集めた上で、政治資金監査を行うことが適当であると登録政治資金監査人が判断した場合

- ③ 解散により、政治資金監査を実施する時点において主たる事務所が存在しなくなった場合

(例) 上記①により、主たる事務所以外で実施した場合

1 監査の概要

(1) ～ (3) 略

(4) この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると〇〇〇〇（登録政治資金監査人名）が判断したため、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の従たる事務所（〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地）において行った。

(※3) その他の留意事項

- 書類の有無も含めて監査対象としたことを明確にするために、「1 監査の概要」(1) 及び (3) には、記載例どおりすべての書類を列記すること。
- 「2 監査の結果」(1) 及び (3) には、登録政治資金監査人が保存を確認し、収支報告書の基礎となった書類を記載すること。

(2) 会計帳簿に記載不備がある場合

政治資金監査報告書

平成×年×月×日

〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 印

登 録 番 号

第 ×××× 号

研修修了年月日 平成×年×月×日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の平成×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所（※2）において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、〇〇(※3)の記載不備が一部に見られたものの、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書(※1)は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上

(※1) 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定する収支報告書」とすること。

(※2) 国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにし、政治資金監査の実施場所については、住所を併記することにより、具体的に特定すること。なお、政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外については、記載例(1)(※2)の(注)を参照のこと。

(※3) 支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日等の会計帳簿の記載事項の種類を記載すること。

(※4) その他の留意事項

- ・ 書類の有無も含めて監査対象としたことを明確にするために、「1 監査の概要」(1)及び(3)には、記載例どおりすべての書類を列記すること。
- ・ 「2 監査の結果」(1)及び(3)には、登録政治資金監査人が保存を確認し、収支報告書の基礎となった書類を記載すること。

(3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出がある場合

政治資金監査報告書

平成×年×月×日

〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 印

登 録 番 号

第 ×××× 号

研修修了年月日 平成×年×月×日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の平成×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所（※2）において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、（別記）を除き、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出

目的書が保存されていた。

- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書(※1)は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

(別記)(※3)

- (1) 別添の「領収書等亡失等一覧表」
- (2) 支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費(×件、計××××円)
- (3) ○○○○(国会議員関係政治団体名)に対して発行されたとは認められない名称が領収書等のあて名に記載されていると判断されるもの
(××月××日・××費・××××円)
 - ・ 領収書等のあて名に記載されていた名称
○○○○○○

3 業務制限

○○○○(国会議員関係政治団体名)と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、○○○○(国会議員関係政治団体名)と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上

(※1) 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定する収支報告書」とすること。

(※2) 国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにし、政治資金監査の実施場所については、住所を併記することにより、具体的に特定すること。なお、政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外については、記載例(1)(※2)の(注)を参照のこと。

(※3) (2) 及び (3) については、該当するものがある場合に記載すること。記載例に加え、特に記載する必要があると判断した事項がある場合には、政治資金適正化委員会に照会すること。

(※4) その他の留意事項

- ・ 書類の有無も含めて監査対象としたことを明確にするために、「1 監査の概要」(1) 及び (3) には、記載例どおりすべての書類を列記すること。
- ・ 「2 監査の結果」(1) 及び (3) には、登録政治資金監査人が保存を確認し、収支報告書の基礎となった書類を記載すること。

(別添)

領収書等亡失等一覧表

支出の目的		金 額	年月日	備 考
項 目	摘 要			
何 々				
	1 何々	5,000	○. 1. 1	
	2 何々	50,000	〃. 3. 1	A山一郎・東京都〇〇区〇〇町〇〇番地

※ 本表は、国会議員関係政治団体において作成され、登録政治資金監査人に対して提出されたものである。

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 会計帳簿に記載された支出のうち、領収書等又は振込明細書が存在せず、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されない支出（人件費以外の経費の支出に限る。）を記載すること。
- 3 収支報告書に支出の明細を記載すべき支出（国会議員関係政治団体である間に行った支出にあつては人件費以外の経費で1件1万円を超える支出）にあつては、当該支出を受けた者の氏名及び住所を「備考」欄に記載すること。
- 4 会計責任者等が特に必要と判断する場合には、領収書等を徴収漏れ又は亡失した事情を「備考」欄に記載することができる。ただし、当該事情については、政治資金監査の対象とならないことに留意すること。

（４）収支報告書に支出が計上されていない場合

収支報告書に支出が計上されていない場合であっても、支出が計上されていないことを明確にしておくため、当該団体の支出に係る書類として、会計帳簿を備え、収支報告書を提出することとされており、その場合の政治資金監査報告書は、以下の例によることが望ましいものであること。

政治資金監査報告書

平成×年×月×日

〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 印

登 録 番 号 第 ×××× 号

研 修 修 了 年 月 日 平成×年×月×日

1 監査の概要

- （１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の平成×年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書（※１）のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- （２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- （３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- （４）この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所（※２）において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。

なお、政治資金監査の対象期間においては、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていた。

- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3 業務制限

〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上

- (※1) 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定する収支報告書」とすること。

- (※2) 国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにし、政治資金監査の実施場所については、住所を併記することにより、具体的に特定すること。なお、政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外については、記載例(1)(※2)の(注)を参照のこと。

- (※3) その他の留意事項

- 書類の有無も含めて監査対象としたことを明確にするために、「1 監査の概要」(1)及び(3)には、記載例どおりすべての書類を列記すること。

VIII. その他の留意事項

1. 政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストの活用

(1) 政治資金監査チェックリスト

1. 政治資金監査を行うに当たっては、必要に応じて、政治資金監査チェックリストを活用し、監査事項の確認を行うことが望ましいものであること。

(2) 政治資金監査報告書チェックリスト

2. 政治資金監査報告書を作成するに当たっては、必要に応じて、政治資金監査報告書チェックリストを活用することが望ましいものであること。

政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリスト

(参考資料 I.)「政治資金監査チェックリスト」及び(参考資料 II.)「政治資金監査報告書チェックリスト」を参照すること。なお、関係士業団体においてもチェックシートが示されているところであること。

2. 収支報告書の提出後に生じた事情とその対応

3. 領収書等の再発行等又は収支報告書の訂正により、会計責任者等が政治資金監査時に登録政治資金監査人に対して示した書類又は説明した内容に変更が生じた場合には登録政治資金監査人に連絡するよう、予め会計責任者等に伝えておくこと。

収支報告書の提出後に生じた事情とその対応

収支報告書の提出後に生じた事情とは、以下のとおりである。

- ・ 会計責任者が政治資金監査報告書とともに収支報告書を総務省又は都道府県選挙管理委員会に提出した後、領収書等亡失等一覧表に記載されていた支出に係る領収書等が再発行された場合等、収支報告書自体には変更がないものの、支出の内容を証する書面に変更が生じる場合
- ・ 会計責任者が政治資金監査報告書とともに収支報告書を総務省又は都道府県選挙管理委員会に提出した後、収支報告書の支出の内容に係る訂正がある場合

また、収支報告書の提出後に生じた事情により、事情変更後の支出全体の状況又は収支報告書の訂正内容について、会計責任者等から登録政治資金監査人が確認を求められた場合は、通常の政治資金監査と同様の方法により確認を行い、その結果については「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」又は「訂正に係る政治資金監査報告書」を作成し、国会議員関係政治団体に報告することが適当である。

収支報告書の提出後に生じた事情とその対応に関する見解等

(参考資料 V.)「収支報告書の提出後に生じた事情とその対応」を参照すること。

参考資料

I . 政治資金監査チェックリスト

政治資金監査チェックリスト

番号	項 目	Yes	No	該当 なし
法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に掲げる事項				
1	【会計帳簿の保存】 会計帳簿の現物が保存されているか。	☐	☐	☐
2	【明細書の保存】 明細書の現物が保存されているか。	☐	☐	☐
3	【領収書等の保存】 領収書等の現物が保存されているか。	☐	☐	☐
4	【領収書等を徴し難かった支出の明細書の保存】 領収書等を徴し難かった支出の明細書の現物が保存されているか。	☐	☐	☐
5	【振込明細書の保存】 振込明細書の現物が保存されているか。	☐	☐	☐
6	【振込明細書に係る支出目的書の保存】 支出の目的が記載されていない振込明細書があるときは、振込明細書に係る支出目的書の現物が保存されているか。	☐	☐	☐
法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に掲げる事項				
7	【領収書等の記載事項】 領収書等には、必要記載事項（支出の目的、金額及び年月日）が記載されていることを確認したか。	☐	☐	☐
8	【高額領収書等のあて名】 高額領収書等のあて名に当該国会議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているものはあるか。	☐ ↓ 34	☐	☐
9	【会計帳簿の記載事項】 会計帳簿には、必要記載事項（支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日）が記載されているか。	☐	☐	☐
10	【明細書の記載事項】 明細書には、必要記載事項（支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日）が記載されているか。	☐	☐	☐

番号	項 目	Yes	No	該当 なし
11	【会計帳簿と明細書との突合】 明細書のある支出について、会計帳簿の「支出の目的」、「金額」、「年月日」、「支出を受けた者の氏名」及び「備考」の各欄は、明細書の記載と整合的であるか。	☐	☐	☐
12	【会計帳簿と領収書等との突合】 必要記載事項の記載された領収書等に係る支出について、会計帳簿の「支出の目的」、「金額」及び「年月日」の各欄は、領収書等の記載と整合的であるか。	☐	☐	☐
13	【会計帳簿と領収書等に係る請求書等との突合】 必要記載事項の記載不備がある領収書等に係る支出について、発行者情報を含む当該領収書等の記載事項と当該支出に係る会計帳簿の記載事項は整合的であるか。 また、当該領収書等に係る請求書等が領収書等と一体として保存され、会計責任者等から示された場合には、当該領収書等の記載事項と当該領収書等に係る請求書等の記載事項を併せると、当該支出に係る会計帳簿の記載事項と整合的であるか。	☐	☐ ↓ 15	☐
14	【人件費】 領収書等（当該領収書等に係る請求書等と併せて確認する場合を含む。）又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況が確認できない人件費で、賃金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類の存在しないものはあるか。	☐ ↓ 33	☐	☐
15	【領収書等亡失等一覧表の記載事項】 人件費以外の経費の支出のうち以下に掲げるものについて、領収書等亡失等一覧表が作成されており、当該一覧表には、必要記載事項（支出を受けた者の氏名及び住所（収支報告書に支出の明細を記載すべき支出に限る。）並びに当該支出の目的、金額及び年月日）が記載されているか。 ・領収書等の徴収漏れ又は亡失により、領収書等がなく、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されない支出 ・必要記載事項に記載不備のある領収書等に係る支出で、13による確認の結果、会計帳簿の記載事項と整合的でない判断されるもの	☐ ↓ 32	☐	☐

番号	項 目	Yes	No	該当 なし
16	【領収書等亡失等一覧表と会計帳簿との突合】 領収書等亡失等一覧表の「支出の目的」、「金額」、「年月日」及び「備考」の各欄は、会計帳簿の記載と一致するか。	☐	☐	☐
17	【会計帳簿を備えていること】 会計帳簿は、当該国会議員関係政治団体の会計責任者の管理の下におかれているか。	☐	☐	☐
18	【事務所】 政治資金監査を行った現場の事務所が、当該国会議員関係政治団体の活動以外の活動にも使用されていると認められるか。	☐ ↓ 36	☐	☐
19	【他の政治団体に対する支出】 他の政治団体に対する支出はあるか。	☐ ↓ 37	☐	☐
20	【寄附等】 花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類する支出はあるか。	☐ ↓ 38	☐	☐
法第19条の13第2項第3号に掲げる事項				
21	【収支報告書の記載事項】 収支報告書には、人件費以外の経費の支出（1件当たりの金額が1万円を超えるものに限る。）について、必要記載事項（支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日）が記載されているか。	☐	☐	☐
22	【収支報告書と会計帳簿との突合】 領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。）との突合による確認を行った会計帳簿から、収支報告書に記載すべき事項（人件費以外の経費の支出（1件当たりの金額が1万円を超えるものに限る。））が漏れなく転記されているか。	☐	☐	☐
23	【収支報告書の検算】 収支報告書（支出に係る分に限る。）に計算誤りはないか。	☐	☐	☐

番号	項 目	Yes	No	該当 なし
法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に掲げる事項				
24	【領収書等を徴し難かった支出の明細書の記載事項】 領収書等を徴し難かった支出の明細書には、必要記載事項（領収書等を徴し難い事情並びに当該支出の目的、金額及び年月日）が記載されているか。	☐	☐	☐
25	【領収書等を徴し難かった支出の明細書と会計帳簿との突合】 会計帳簿に記載された支出のうち、領収書等のないものについて、領収書等を徴し難かった支出の明細書の「支出の目的」、「金額」及び「年月日」の各欄は、会計帳簿の記載と一致するか。	☐	☐	☐
26	【振込明細書の確認】 振込明細書は、金融機関が作成した振込みの明細書であって当該支出の金額及び年月日を記載したものであるか。	☐	☐	☐
27	【振込明細書に係る支出目的書の記載事項】 支出の目的が記載されていない振込明細書があるときは、当該振込明細書に対応する振込明細書に係る支出目的書には、支出の目的が記載されているか。	☐	☐	☐
28	【振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書と会計帳簿との突合】 会計帳簿に記載された支出のうち、領収書等がなく、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されないものについて、振込明細書の金額及び年月日並びに振込明細書に係る支出目的書の「支出の目的」欄又は支出の目的が記載された振込明細書の支出の目的は、会計帳簿の記載と一致するか。	☐	☐	☐
29	【領収書等を徴し難い事情】 「V. 4.（2）領収書等を徴し難い事情の具体例」以外の事由で領収書等を徴し難かった支出の明細書に記載しているものはあるか。	☐ ↓ 35	☐	☐
会計責任者等に対するヒアリング				
30	【会計処理方法】 会計処理方法について、会計責任者等に確認したか。	☐	☐	☐

番号	項 目	Yes	No	該当 なし
31	【支出項目の区分の分類】 会計帳簿の支出項目の区分の分類について、省令で定める分類基準に照らし、支出項目の区分の分類に誤りがないことの確認を会計責任者等に求めたか。	☐	☐	☐
32	【領収書等の徴収漏れ又は亡失】 領収書等の徴収漏れ又は亡失により支出の状況の確認ができないもの（人件費以外の経費の支出に限る。）について、領収書等亡失等一覧表のとおり当該経費が支出されたことの確認を会計責任者等に求めたか。	☐	☐	☐
33	【人件費】 領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況が確認できない人件費で、賃金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類の存在しないものについて、その事情を聴取し、人件費が支出されたことの確認を会計責任者等に求めたか。	☐	☐	☐
34	【高額領収書等のあて名】 高額領収書等のあて名に当該国会議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているものについて、これらの領収書等が当該国会議員関係政治団体あてに発行された領収書等であることの確認を会計責任者等に求めたか。	☐	☐	☐
35	【領収書等を徴し難い事情】 「Ⅴ．４．（２）領収書等を徴し難い事情の具体例」以外の事由で領収書等を徴し難かった支出の明細書に記載しているものについて、その事情を会計責任者等に確認したか。	☐	☐	☐
36	【経常経費のあん分】 政治資金監査を行った現場の事務所が、当該国会議員関係政治団体の活動以外の活動にも使用されていると認められる場合における経常経費について、当該国会議員関係政治団体の活動に係る経常経費とそれ以外の経常経費とをどのようにあん分しているかを会計責任者等に確認したか。	☐	☐	☐
37	【他の政治団体に対する支出】 他の政治団体に対する支出について、支出を受けた政治団体において適切な会計処理が行われていることの確認を会計責任者等に求めたか。	☐	☐	☐

番号	項 目	Yes	No	該当 なし
38	【公職選挙法に抵触する支出】 花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類する支出について、 これらの支出に公職選挙法に抵触する支出が含まれていない ことの確認を会計責任者等に求めたか。	☐	☐	☐

Ⅱ．政治資金監査報告書チェックリスト

政治資金監査報告書チェックリスト

番号	項 目	確認	該当 なし
基本的な確認			
1	【日付】 登録政治資金監査人が自らの責任において政治資金監査が終了したと判断した日付が記載されているか。	☐	
2	【国会議員関係政治団体の名称】 国会議員関係政治団体の正式名称が記載されているか。	☐	
3	【代表者の氏名】 国会議員関係政治団体の代表者の氏名が記載されているか。	☐	
4	【登録政治資金監査人の署名】 登録政治資金監査人の署名は、自署され、かつ自己の印が押されているか。	☐	
5	【登録番号】 登録番号が記載されているか。	☐	
6	【研修修了年月日】 研修修了年月日が記載されているか。	☐	
1 監査の概要			
7	【(1) 定期分の根拠条文】 定期分の収支報告書について政治資金監査を行った場合は、「平成×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書」と記載されているか。	☐	☐
8	【(1) 解散分の根拠条文】 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書について政治資金監査を行った場合は、「平成×年に係る法第17条第1項に規定する収支報告書」と記載されているか。	☐	☐
9	【(1) 政治資金監査対象書類】 政治資金監査対象書類は、「当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）」と記載されているか。	☐	

番号	項 目	確認	該当 なし
10	【(3) 登録政治資金監査人の責任】 登録政治資金監査人の責任において政治資金監査の結果を報告する書類は、「収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書」と記載されているか。	☐	
11	【(4) 政治資金監査の実施場所】 政治資金監査を主たる事務所以外で行った場合は、具体的な場所と住所を併記し、その理由を明らかにした上で、実施場所を特定しているか。	☐	☐

① 政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた場合（記載例（１））

2 監査の結果			
12	【(1) 保存対象書類】 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）のうち、保存を確認した書類のみが記載されているか。	☐	
13	【(3) 収支報告書の支出状況】 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、収支報告書の支出状況を表示する書類のみが記載されているか。	☐	
14	【(4) 領収書等を徴し難かった支出の明細書等】 領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、存在する書類のみが記載されているか。また、会計責任者において、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書を作成する必要がなかった場合は、「法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。」と記載されているか。	☐	

番号	項 目	確認	該当 なし
3 業務制限			
15	【業務制限】 記載例に従って業務制限について記載されているか。	☐	

② 会計帳簿に記載不備がある場合（記載例（２））

2 監査の結果			
12	【（１）保存対象書類】 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、保存を確認した書類のみが記載されているか。	☐	
13	【（２）会計帳簿に記載不備が見られた場合の記載】 支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日等のうち、会計帳簿に記載不備があった事項が明記されているか。	☐	
14	【（３）収支報告書の支出状況】 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、収支報告書の支出状況を表示する書類のみが記載されているか。	☐	
15	【（４）領収書等を徴し難かった支出の明細書等】 領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、存在する書類のみが記載されているか。また、会計責任者において、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書を作成する必要がなかった場合は、「法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。」と記載されているか。	☐	
3 業務制限			
16	【業務制限】 記載例に従って業務制限について記載されているか。	☐	

③ 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出がある場合（記載例（３））

番号	項 目	確認	該当 なし
2 監査の結果			
12	【（１）保存対象書類】 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、保存を確認した書類のみが記載されているか。	☐	
13	【（３）収支報告書の支出状況】 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、収支報告書の支出状況を表示する書類のみが記載されているか。	☐	
14	【（４）領収書等を徴し難かった支出の明細書等】 領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、存在する書類のみが記載されているか。また、会計責任者において、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書を作成する必要がなかった場合は、「法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。」と記載されているか。	☐	
15	【領収書等亡失等一覧表が作成されている場合の記載】 領収書等又は振込明細書が徴収漏れ又は亡失により存在せず、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されていない支出（人件費以外の経費の支出に限る。）が存在する場合は、記載例（３）に従って、（別記）が記載されているか。	☐	☐
16	【支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費の記載】 領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況が確認できない人件費で、賃金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類が存在しない場合は、記載例（３）に従って、（別記）が記載されているか。	☐	☐
17	【高額領収書等のあて名等に不備がある場合の記載】 収支報告書と併せて写しが提出される１件当たりの金額が１万円を超える支出（人件費以外の経費の支出に限る。）に係る領収書等について、あて名等が当該国会議員関係政治団体に対して発行されたものと認められないものがある場合は、記載例（３）に従って、（別記）が記載されているか。	☐	☐

番号	項 目	確認	該当 なし
3 業務制限			
18	【業務制限】 記載例に従って業務制限について記載されているか。	☐	

④ 収支報告書に支出が計上されていない場合（記載例（４））

2 監査の結果			
12	【（１）保存対象書類】 保存を確認した書類として、会計帳簿のみが記載されているか。	☐	
13	【（３）収支報告書の支出状況】 収支報告書に、支出が計上されていない状況を表示する書類として会計帳簿のみが記載されているか。	☐	
14	【（４）領収書等を徴し難かった支出の明細書等】 領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった旨が記載されているか。	☐	
3 業務制限			
15	【業務制限】 記載例に従って業務制限について記載されているか。	☐	

政治資金監査報告書チェックリスト・政治資金監査報告書記載例対照表

※以下の①、②…は、政治資金監査報告書チェックリスト表頭の「番号」に対応する。

(1) 政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた場合

政治資金監査報告書	
	平成×年×月×日 ①
〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名） ②	
代表 〇〇 〇〇 殿	
	登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 印 ④
	登録番号 第××××号 ⑤
	研修修了年月日 平成×年×月×日 ⑥
1 監査の概要	
(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、 〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の平成×年に係る法第12条第1項に規定する 収支報告書（※1）のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。 ⑦、⑧、⑨	
(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。	
(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。 ⑩	
(4) この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所（※2）において行った。 ⑪	
2 監査の結果	
私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。	

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。 ⑫
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書(※1)は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。 ⑬
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。 ⑭

3 業務制限 ⑮

〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上

(※1) 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定する収支報告書」⑧ ⑪

(※2) 国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにし、政治資金監査の実施場所については、住所を併記することにより、具体的に特定すること。

(注) 政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外としては、会計帳簿や領収書等の紛失等の事故を防止するための十分な措置が講じられ、かつ、会計責任者等に対するヒアリング等を通じて、経常経費を含む事務所の運営実態について確認することができることを条件として以下の場合が考えられること。

- ① 作業スペースの不足等やむを得ない事情により、円滑な政治資金監査の実施が困難であると登録政治資金監査人が判断した場合

- ② 同一の国会議員に係る複数の国会議員関係政治団体の政治資金監査を実施する場合において、政治資金監査の効率的な実施のため、特定の事務所等に収支報告書及び会計帳簿等の関係書類を集めた上で、政治資金監査を行うことが適当であると登録政治資金監査人が判断した場合
- ③ 解散により、政治資金監査を実施する時点において主たる事務所が存在しなくなった場合

(例) 上記①により、主たる事務所以外で実施した場合

1 監査の概要

(1) ～ (3) 略

(4) この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると〇〇〇〇（登録政治資金監査人名）が判断したため、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の従たる事務所（〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地）において行った。

(※3) その他の留意事項

- ・ 書類の有無も含めて監査対象としたことを明確にするために、「1 監査の概要」(1) 及び (3) には、記載例どおりすべての書類を列記すること。
- ・ 「2 監査の結果」(1) 及び (3) には、登録政治資金監査人が保存を確認し、収支報告書の基礎となった書類を記載すること。

⑨、⑩

⑫、⑬

(2) 会計帳簿に記載不備がある場合

政治資金監査報告書	
平成×年×月×日	
〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）	
代表 〇〇 〇〇 殿	登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 印
	登録番号 第××××号
	研修修了年月日 平成×年×月×日
1 監査の概要	
(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、 〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の平成×年に係る法第12条第1項に規定する 収支報告書（※1）のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。	
(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。	
(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。	
(4) この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所（※2）において行った。	
2 監査の結果	
私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。	
(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。	
(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、〇〇（※	

3) の記載不備が一部に見られたものの、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書(※1)は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限^⑮

〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上

(※1) 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定する収支報告書」とすること。

(※2) 国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにし、政治資金監査の実施場所については、住所を併記することにより、具体的に特定すること。なお、政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外については、記載例(1)(※2)の(注)を参照のこと。

(※3) 支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日等の会計帳簿の記載事項の種類を記載すること。

(※4) その他の留意事項

・ 書類の有無も含めて監査対象としたことを明確にするために、「1 監査の概要」(1)及び(3)には、記載例どおりすべての書類を列記すること。

・ 「2 監査の結果」(1)及び(3)には、登録政治資金監査人が保存を確認し、収支報告書の基礎となった書類を記載すること。

(3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出がある場合

政治資金監査報告書	
平成×年×月×日	
〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）	
代表 〇〇 〇〇 殿	
登録政治資金監査人	〇〇 〇〇 印
登録番号	第 ×××× 号
研修修了年月日	平成×年×月×日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の平成×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所（※2）において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、（別記）を除き、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会

議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書(※1)は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。 ⑬

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。 ⑭

(別記)(※3)

(1) 別添の「領収書等亡失等一覧表」 ⑮

(2) 支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費(×件、計××××円) ⑯

(3) 〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)に対して発行されたとは認められない名称が領収書等のあて名に記載されていると判断されるもの ⑰

(××月××日・××費・××××円)

・ 領収書等のあて名に記載されていた名称

〇〇〇〇〇〇

3 業務制限 ⑱

〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上

(※1) 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定する収支報告書」とすること。 ⑧

(※2) 国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにし、政治資金監査の実施場所については、住所を併記することにより、具体的に特定すること。なお、政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外については、記載例(1)(※2)の(注)を参照のこと。 ⑪

(※3) (2) 及び (3) については、該当するものがある場合に記載すること。記載例に加え、特に記載する必要があると判断した事項がある場合には、政治資金適正化委員会に照会すること。

(※4) その他の留意事項

・ 書類の有無も含めて監査対象としたことを明確にするために、「1 監査の概要」(1) 及び (3) には、記載例どおりすべての書類を列記すること。

・ 「2 監査の結果」(1) 及び (3) には、登録政治資金監査人が保存を確認し、収支報告書の基礎となった書類を記載すること。

(別添)

領収書等亡失等一覧表

支出の目的		金 額	年月日	備 考
項 目	摘 要			
何 々				
	1 何々	5,000	○. 1. 1	
	2 何々	50,000	〃. 3. 1	A山一郎・東京都〇〇区〇〇町〇〇番地

※ 本表は、国会議員関係政治団体において作成され、登録政治資金監査人に対して提出されたものである。

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 会計帳簿に記載された支出のうち、領収書等又は振込明細書が存在せず、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されない支出（人件費以外の経費の支出に限る。）を記載すること。
- 3 収支報告書に支出の明細を記載すべき支出（国会議員関係政治団体である間に行った支出にあつては人件費以外の経費で1件1万円を超える支出）にあつては、当該支出を受けた者の氏名及び住所を「備考」欄に記載すること。
- 4 会計責任者等が特に必要と判断する場合には、領収書等を徴収漏れ又は亡失した事情を「備考」欄に記載することができる。ただし、当該事情については、政治資金監査の対象とならないことに留意すること。

(4) 収支報告書に支出が計上されていない場合

政治資金監査報告書	
平成×年×月×日	
〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）	
代表 〇〇 〇〇 殿	登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 印
	登録番号 第××××号
	研修修了年月日 平成×年×月×日
1 監査の概要	
(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の平成×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。	
(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。	
(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。	
(4) この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所（※2）において行った。	
2 監査の結果	
私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。	
(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。	
なお、政治資金監査の対象期間においては、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込	

明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書(※1)は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていた。←^⑬

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。←^⑭

3 業務制限 ←^⑮

〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上

(※1) 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定する収支報告書」とすること。←^⑧

(※2) 国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにし、政治資金監査の実施場所については、住所を併記することにより、具体的に特定すること。なお、政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外については、記載例(1)(※2)の(注)を参照のこと。←^⑪

(※3) その他の留意事項 ←^{⑨、⑩}

- ・ 書類の有無も含めて監査対象としたことを明確にするために、「1 監査の概要」(1)及び(3)には、記載例どおりにすべての書類を列記すること。

Ⅲ. 収支報告書等の記載方法等

収支報告書等の記載等について政治団体から問い合わせの多い事例について
平成20年10月6日
総務省政治資金課

【現状】

収支報告書等における支出の記載方法について、下記のような場合における記載方法の問い合わせが多くなっている。これらの一部については、近年の決済方法や経済サービスの多様化に伴い、政治団体においても活用するケースが増えてきていると考えられる。

これらの問い合わせに対しては、例えば、①であれば、法令に則して、

- ・収支報告書等の記載の現金主義
- ・支出実態の公開

という原則の下に、いずれも満たすことができるように、

- a 金銭の支出（現金主義）
- b 実際の売買等における支出相当分の計上（支出実態の公開）
- c aとbの二重の支出計上を経理上処理するための便宜上の収入計上（bと同時に計上することにより、収支としてはbを相殺）

という経理処理等を情報提供してきているところであるが、煩雑なこともあり、必ずしも理解されていないのが現状。

【問い合わせ】

- ① 商品券、ギフト券、交通事業者系電子マネー、小売り事業者系電子マネー等前払式証票等（前払い式電子マネー等）による支払いについては、これらを購入する時点と、これらを用いて実際に売買等をする時点があり、記載方法が分からない。
- ② 後払い式電子マネーやクレジットカード（ETCカード含む。）等による支払いについては、実際に売買等をする時点と、後日、売買契約等の相手方と異なる相手に金銭を支出する時点があり、記載方法が分からない。
- ③ 法人向け文具配達サービスなどにおいて、月に何度注文しても、支払いは月1回、領収書等はその支払いに対する1枚のみとなっているが、帳簿上の支出は、複数の分類項目にまたがり、外形的には帳簿等と領収書等が対応しない。等
その他収入に関しては金銭以外の物品等による寄附の記載方法についての問い合わせもあるところ

【検討】

平成21年分の支出から、国会議員関係政治団体については、事務負担が増加するのと同時に、登録政治資金監査人による政治資金監査が行われることとなることから、基本的な考え方を維持しつつも、会計責任者等に広く理解され、国会議員関係政治団体、登録政治資金監査人等の事務負担が軽減されるような簡易な記載方法が検討できないか。

平成20年10月31日

政治資金適正化委員会

収支報告書等の記載方法等に関する見解

収支報告書等の記載等に関し、政治団体から問い合わせの多い事例として政治資金課から報告があったものについて当委員会において検討を行った結果、以下のものについては簡易な記載方法を認めることが適当である。

この際、所管庁においては、Ⅰ及びⅡの記載方法等について、簡易な記載方法を認めることを含め、その取り扱いを検討の上、政治団体への周知を図られたい。

なお、各政治団体における今後の運用状況を踏まえつつ、引き続き記載方法のさらなる簡略化について検討することが必要である。

Ⅰ．前払式証票等による支払いのうち、交通事業者が運営する電子マネーについては、現金をチャージし、交通費として使用する場合に限り、チャージした時点で支出した金額等のみを「その他の経費」に計上する方法。

Ⅱ．後払い式電子マネー等による支払いのうち、ＥＴＣカードによる支払いについては、通常のクレジットカードと異なり、高速道路料金の支払いに限定されていることから、カード会社に支出した（口座振替時等）時点で支出した金額等のみを「その他の経費」に計上する方法。

収支報告書等の記載方法について（クレジットカードを利用した場合）

昨年10月、収支報告書等の記載等に関し、政治団体から問い合わせが多く寄せられた事例のうち、交通事業者が運営する電子マネー及びETCカードについては、簡易な記載方法を認めることが適当である旨の見解を当委員会として示したところである。

当委員会では、政治団体からの意見等も踏まえ、クレジットカードを利用した場合の記載方法の簡略化についてさらなる検討を行った結果、クレジットカードが現金と同等に広く利用され、支払いまでの期間が比較的短期であること、また、クレジットカードを利用した際に発行される書面が領収書として一般に認知されていること等を踏まえ、以下のとおり簡易な記載方法を認めることが適当であると考えてるので、所管庁においては、その取扱いを検討されたい。

- クレジットカードにより、物品やサービス等を購入した時点で、支出の目的ごとに支出額を計上する。
- 実際の現金の流れを補足するため、「備考」欄にクレジットカード支払である旨、口座振替時点等の情報を記載するのが望ましい。
- なお、口座振替の利用は「領収書等を徴し難い事情」に該当するものであるが、この場合、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」に記載する扱いとはせずに、クレジットカードを利用した際に発行される書面を領収書等として取り扱うこととしても差し支えないものとする。

支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
2 政治活動費 (1)組織活動費	打ち合わせ食事代	50,000	H21. 1. 20	〇〇店	クレジットカードによる支払 H21. 3. 10 〇〇カード
(3)機関紙誌の 発行その他の 事業費	打ち合わせ用会議室借上費	30,000	H21. 1. 25	〇〇ホテル	クレジットカードによる支払 H21. 3. 10 〇〇カード
	合計	80,000			

【よくあるご質問】前払式電子マネーを利用した場合

Q1 前払式電子マネーを利用した場合、会計帳簿や収支報告書にはどのように記載すればよいですか。

A1 収入及び支出に関する事実関係に即して収支報告していただく観点から、以下のような記載方法をお示ししています。

- ① まず、電子マネーに現金をチャージした時点で、その分を支出に計上して下さい。
- ② その後、電子マネーを利用した場合には、
 - ・ 当該支出相当分を支出に計上するとともに、
 - ・ 同額を収入（その他の収入）に「金銭以外のものによる支出相当分」として計上して下さい。

なお、このような記載の理由を明らかにするために、当該支出の内訳の記載に当たっては、備考欄に「電子マネーによる購入」である旨を記載することが望ましいと考えられます。

Q2 なぜ、Q1のような複雑な記載になるのですか。「Suica」などでも同じですか。

A2 政治資金規正法の会計帳簿や収支報告書が、

- ・ 基本的に現金の流れを記載しつつ、
 - ・ 政治資金の収支の状況を明らかにする
- という2つ目的を有しているためです。

具体的に言えば、Q1①の時点では、現金が支出されていますが、一方で、このQ1①の時点のみでは、支出の相手方が前払式電子マネーの運営会社であるため、最終的に政治資金が何に使われたのか分からず、収支の公開の観点が弱まるおそれがあります。

そのため、Q1②の時点でも支出として記載することとなりますが、この場合、支出の相手方に財産上の利益は発生するものの現金による支出ではないことから、経理上の処理として同額の収入を計上し、金額としては相殺するという取扱いが必要となります。

なお、以下のホームページから無料でダウンロードできる会計帳簿作成ソフトには「収入・支出同額計上」機能（次ページ参照）があり、簡便に会計

帳簿を作成することが可能です。さらに、このソフトで、会計帳簿を作成した場合、収支報告書もほぼ自動で作成されます。

【政治資金関係申請・届出オンラインシステム】

<https://kyoudou.soumu.go.jp>

「Suica」などについては、次のQ3をご覧ください。

前払式電子マネーによる支払いにおける記載例（会計帳簿：一部記載省略）

支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
2 政治活動費 (6) その他の経費	電子マネーの チャージ 合計	10,000 10,000	HO. 1. 10	〇〇電子マネー 運営会社	
2 政治活動費 (1) 組織活動費	乗車券	300	HO. 1. 20	〇〇旅客鉄道 株式会社	電子マネーによる購入 電子マネーによる購入 電子マネーによる購入 会計帳簿作成ソフトの 「収入・支出同額計上 ボタン」をクリック
	茶菓	200	HO. 1. 30	〇〇（コンビニ）	
(4) 調査研究費	乗車券	500	HO. 2. 10	〇〇旅客鉄道 株式会社	
	(略) 合計	10,000			
支出の総額		20,000			

（便宜上日付順で記載しています。）

収入簿

項目	摘要	金額	年月日	備考
6 その他の収入	金銭以外のものによる支出相当分 金銭以外のものによる支出相当分 金銭以外のものによる支出相当分 (略) 合計	300 200 500 10,000	HO. 1. 20 HO. 1. 30 HO. 2. 10	自動的に 太字 部分を挿入
収入の総額		10,000		

差し引き 10,000 の支出

※ 会計帳簿作成ソフトを使用した場合

下線部分…自ら記入、**太字**部分…ワンクリックで挿入、網掛け部分…自動計算

【よくあるご質問】前払式電子マネーを利用した場合

Q 3 「Suica」などを利用した場合に、簡便な記載はできないですか。

A 3 収支報告書の記載の基本的な方針を定めることを所掌している政治資金適正化委員会の見解として、

- ・ 「Suica」など交通事業者系の前払式電子マネーに
- ・ 現金でチャージし、
- ・ 電車の利用など交通費に限定して使用

するという場合は、1回の支出金額が少額であること、利用目的が限定され支出の目的が明確であることから、現金をチャージした時点、Q 1 で言えば①の時点のみの記載でも差し支えないとされています（下記載例参照）。

いずれにしても、

- ・ 基本的に現金の流れを記載しつつ、
- ・ 政治資金の収支の状況を明らかにする

という2つの目的が達成可能であるのであれば、他の記載方法も取り得るものと思われます。

「Suica」などの利用における簡便な記載例（会計帳簿：一部記載省略）

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
2 政治活動費 (6) その他の経費	Suicaチャージ	10,000	H〇. 1. 10	東日本旅客鉄道株式会社	
	合計	10,000			
支出の総額		10,000			

※ 会計帳簿作成ソフトを使用した場合
下線部分…自ら記入、網掛け部分…自動計算

【よくあるご質問】クレジットカードを利用した場合

Q 1 クレジットカードの利用により物品を購入した場合、会計帳簿や収支報告書にはどのように記載すればよいですか。

A 1 収入及び支出に関する事実関係に即して収支報告していただく観点から、以下のような記載方法をお示ししています。

① まず、物品を購入した時点で、

- ・ 当該支出相当分を支出に計上するとともに、
- ・ 同額を収入（その他の収入）に「金銭以外のものによる支出相当分」として計上して下さい。

② その後、カード会社に支払った時点で、その分を支出に計上して下さい。

なお、このような記載の理由を明らかにするために、当該支出の内訳の記載に当たっては、備考欄に「クレジットカードによる購入」である旨を記載することが望ましいと考えられます。

Q 2 なぜ、Q 1 のような複雑な記載になるのですか。もっと簡易な記載はできないですか。

A 2 政治資金規正法の会計帳簿や収支報告書が、

- ・ 基本的に現金の流れを記載しつつ、
 - ・ 政治資金の収支の状況を明らかにする
- という2つ目的を有しているためです。

具体的に言えば、Q 1 ②の時点で、現金が支出されていますが、一方で、このQ 1 ②の時点のみでは、支出の相手方がカード会社であるため、最終的に政治資金が何に使われたのか分からず、収支の公開の観点が弱まるおそれがあります。

そのため、Q 1 ①の時点でも支出として記載することとなりますが、この場合、現金による支出ではないことから、経理上の処理として、同額の収入を計上し、金額としては相殺するという取扱いが必要となります。

なお、総務省のホームページから無料でダウンロードできる会計帳簿作成ソフトには「収入・支出同額計上」機能（次ページ参照）があり、簡易に会計帳簿を作成することが可能です。さらに、このソフトで、会計帳簿を作成

した場合、収支報告書もほぼ自動で作成されます。

なお、一定の要件を満たした場合には、簡易な記載方法でも差し支えないと考えられますので、詳しくは、次のQ3・Q4をご覧ください。

クレジットカードによる支払いにおける記載例（会計帳簿：一部記載省略）

支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
2 政治活動費					
(1) 組織活動費	打ち合わせ食事代	50,000	H〇. 1. 20	〇〇(飲食店)	クレジットカードによる購入
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	打ち合わせ用会議室借上費	30,000	H〇. 1. 25	〇〇ホテル	クレジットカードによる購入
	合計	80,000			
2 政治活動費					
(6) その他の経費	クレジットカード代金支払い	80,000	H〇. 3. 10	〇〇カード	
	合計	80,000			
支出の総額		160,000			

会計帳簿作成ソフトの「収入・支出同額計上ボタン」をクリック
自動的に**太字**部分を挿入

収入簿

項目	摘要	金額	年月日	備考
6 その他の収入	金銭以外のものによる支出相当分	50,000	H〇. 1. 20	
	金銭以外のものによる支出相当分	30,000	H〇. 1. 25	
	合計	80,000		
収入の総額		80,000		

差し引き 80,000 の支出

※ 会計帳簿作成ソフトを使用した場合

下線部分…自ら記入、**太字**部分…ワンクリックで挿入、網掛け部分…自動計算

【よくあるご質問】クレジットカードを利用した場合

Q 3 ETCカードを利用した場合に、簡易な記載はできないですか。

A 3 収支報告書の記載の基本的な方針を定めることを所掌している政治資金適正化委員会の見解として、「ETCカード」の利用の場合は、利用目的が限定されていることから、カード会社に支出した時点の記載でも差し支えないとされています（下記載例参照）。

ETCカードによる支払いにおける記載例（会計帳簿：一部記載省略）

支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
2 政治活動費 (6) その他の経費	ETCカード代金支払い 合計	80,000 80,000	H〇. 3. 10	〇〇カード	

【よくあるご質問】クレジットカードを利用した場合

Q 4 ETCカード以外のクレジットカードを利用した場合に、簡易な記載はできないですか。

A 4 収支報告書の記載の基本的な方針を定めることを所掌している政治資金適正化委員会の意見（※参照）を踏まえ、「一括払い」の場合には、

- ・ 現金と同等に広く利用されていること
- ・ クレジットカードの利用から支払いまでの期間が短期間であることから、クレジットカードにより、物品やサービス等を購入した時点で、支出の目的ごとに支出額を計上するだけで差し支えないと考えられます。

なお、クレジットカードを利用した際に発行される書面（支出の目的、金額及び年月日が記載されたもの）を領収書等として取り扱うこととしても差し支えないものと考えられます。

※ 平成21年4月14日開催 平成21年度第1回委員会資料「収支報告書等の記載方法について（クレジットカードを利用した場合）」

IV. 支出項目の区分の分類

支出項目の区分の分類について

1. 支出項目の区分の分類基準

- 支出項目の区分の分類については、政治資金規正法施行規則において定められており、経常経費として人件費、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費に、政治活動費として組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金、その他の経費に分類することとされている。
- 政治資金規正法施行規則においては、各支出項目について、例示も含め、別紙のとおり分類基準が示されている。

2. 支出項目の区分の分類に当たっての基本的考え方

- 政治団体の会計責任者等は、物品やサービスがどのような目的で必要なかを把握し、分類基準に従い、支出の目的に応じた支出項目に分類する。支出により得た物品やサービスが外形的に同じものであったとしても、当該物品やサービスがどのような目的で必要であったか等により経常経費と政治活動費の区分を含め分類される項目は異なることに留意する必要がある。
- 支出項目の区分の分類に当たっては、まずは、経常経費と政治活動費のいずれに当てはまるのかを区分する。
経常経費：政治団体が団体として存続していくために恒常的に必要な経費
政治活動費：政治上の主義、施策の推進等や公職の候補者の推薦等の政治活動を行っていくための活動に要する経費
- 経常経費に区分すべきもののうち、人件費、光熱水費及び備品・消耗品費に区分しがたいものについては、すべて事務所費に分類することとなる。したがって、事務所費には、事務所の借料損料（地代、家賃）等に限らず、政治団体が団体として存続していくために恒常的に必要な管理運営的経費も計上することとなる。
- 複数の支出の目的を有し、支出の目的に応じて分類することが事実上困難な経費については、便宜上、複数の支出の目的のうち、主たる目的と判断される支出項目に一括して計上することとして差し支えない。

○その他の経費には、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金以外のもので経常経費にも属さない一切の経費が該当する。

3. Q & A（政治団体から疑義が寄せられたもの）

○以下は、支出項目の区分の分類について、政治団体から疑義が寄せられたものについて、標準的な分類例を示したものである。

○支出項目の区分の分類については、政治団体の判断により、支出の目的に応じて分類すべきものであり、以下の標準的な分類例以外の分類が認められないものではない。

番号	質 問	回 答
1	人件費にはどこまでの範囲の経費を計上できるのか。	人件費に計上すべき支出は、政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。）に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類であり、基本的には賃金台帳に記載されるものと政治団体が使用者として負担する社会保険料等が該当する。
2	政治団体の職員の福利厚生費はどの項目に分類すべきか。	手当として政治団体の職員個人に支出するものは人件費に計上し、例えば事務所における飲食に要した経費など手当以外のものについては、すべて事務所費に計上する。
3	法人向け文具配送サービスなど、支出項目が異なる物品が一括して請求される場合はどのように計上すべきか。	物品ごとに支出の目的に応じたそれぞれの支出項目に分類の上、計上する必要がある。 なお、領収書等の取扱いについては領収書等に内訳等の必要事項を付記し、必要枚数複写し、保管する方法がある。
4	駐車場代やガソリン代等支出の目的に応じて分類することが困難な場合はどうしたらよいか。	支出の目的に応じて分類することが事実上困難な場合は、ガソリン代であれば備品・消耗品費に、駐車場代であれば事務所費に一括して計上することとして差し支えない。 なお、利用実態に応じて政治活動費のいずれかの項目に一括計上することも可能。
5	レタックス、インターネット回線料などの通信費はどの項目に分類すべきか。	支出の目的に応じて分類することが事実上困難な場合は、事務所費に一括して計上することとして差し支えない。 なお、利用実態に応じて政治活動費のいずれかの項目に一括計上することも可能。
6	旅費や交通費はどの項目に分類すべきか。	支出の目的に応じ、事務所費又は政治活動費のいずれかの項目に分類する。
7	高速道路等通行料はどの項目に分類すべきか。	支出の目的に応じ、事務所費又は政治活動費のいずれかの項目に分類する。
8	ごみ処理費はどの項目に分類すべきか。	事務所費に分類する。

9	登録政治資金監査人に対する監査報酬はどの項目に分類すべきか。	事務所費に分類する。
10	弁護士や公認会計士に対する顧問料はどの項目に分類すべきか。	事務所費に分類する。
11	研修講師への謝礼はどの項目に分類すべきか。	支出の目的に応じ、事務所費又は政治活動費のいずれかの項目に分類する。
12	雇用関係にない者に対する支出はどの項目に分類すべきか。	雇用関係にない者としていかなる者を想定しているのかが必ずしも明らかではないが、例えばインターンやボランティアに対する支出であれば、支出の目的に応じ、事務所費又は政治活動費のいずれかの項目に分類する。
13	印鑑や名刺の作成費はどの項目に分類すべきか。	支出の目的に応じ、備品・消耗品費又は政治活動費のいずれかの項目に分類する。
14	水道の浄水器はどの項目に分類すべきか。	備品・消耗品費に分類する。
15	政治団体職員のための寮としてアパートを賃借している場合はどの項目に分類すべきか。	政治団体がアパートを借り上げて賃料を支払っている場合は事務所費に分類する。なお、職員に対し住宅手当として支払っている場合には人件費に計上する。
16	政治家の政治資金パーティーの会費はどの項目に分類すべきか。	組織活動費の渉外費に分類する。
17	各種団体の年会費はどの項目に分類すべきか。	組織活動費の渉外費に分類する。 なお、当該団体への加入目的が調査研究目的に限定されている場合には調査研究費に計上することも考えられる。
18	慶弔費はどの項目に分類すべきか。	組織活動費の交際費に分類する。
19	ＯＡ機器等に係る経費はどの項目に分類すべきか。	ＯＡ機器等の購入費であれば、備品・消耗品費に分類する。 なお、ＯＡ機器等のリース料であれば、事務所費に計上することも考えられる。
20	事務所用として日常的に使用している自動車に係る経費（ガソリン代、自動車税、各種保険料等）はどの項目に分類すべきか。	事務所費に分類する。
21	街宣車に係る経費（ガソリン代、自動車税、各種保険料等）はどの項目に分類すべきか。	街宣車の場合は使用の目的が限定されるため、機関紙誌の発行その他の事業費の宣伝事業費に分類する。
22	振込手数料はどの項目に分類すべきか。	振込の目的に応じて分類する。ただし、目的ごとに分類することが困難な場合は事務所費に一括計上することも可能。
23	パソコンソフト等に係る経費はどの項目に分類すべきか。	パソコンソフト等の購入費であれば、備品・消耗品費に分類する。 なお、パソコンソフト等をダウンロードにより購入した場合は、事務所費に計上することも考えられる。

(別紙)

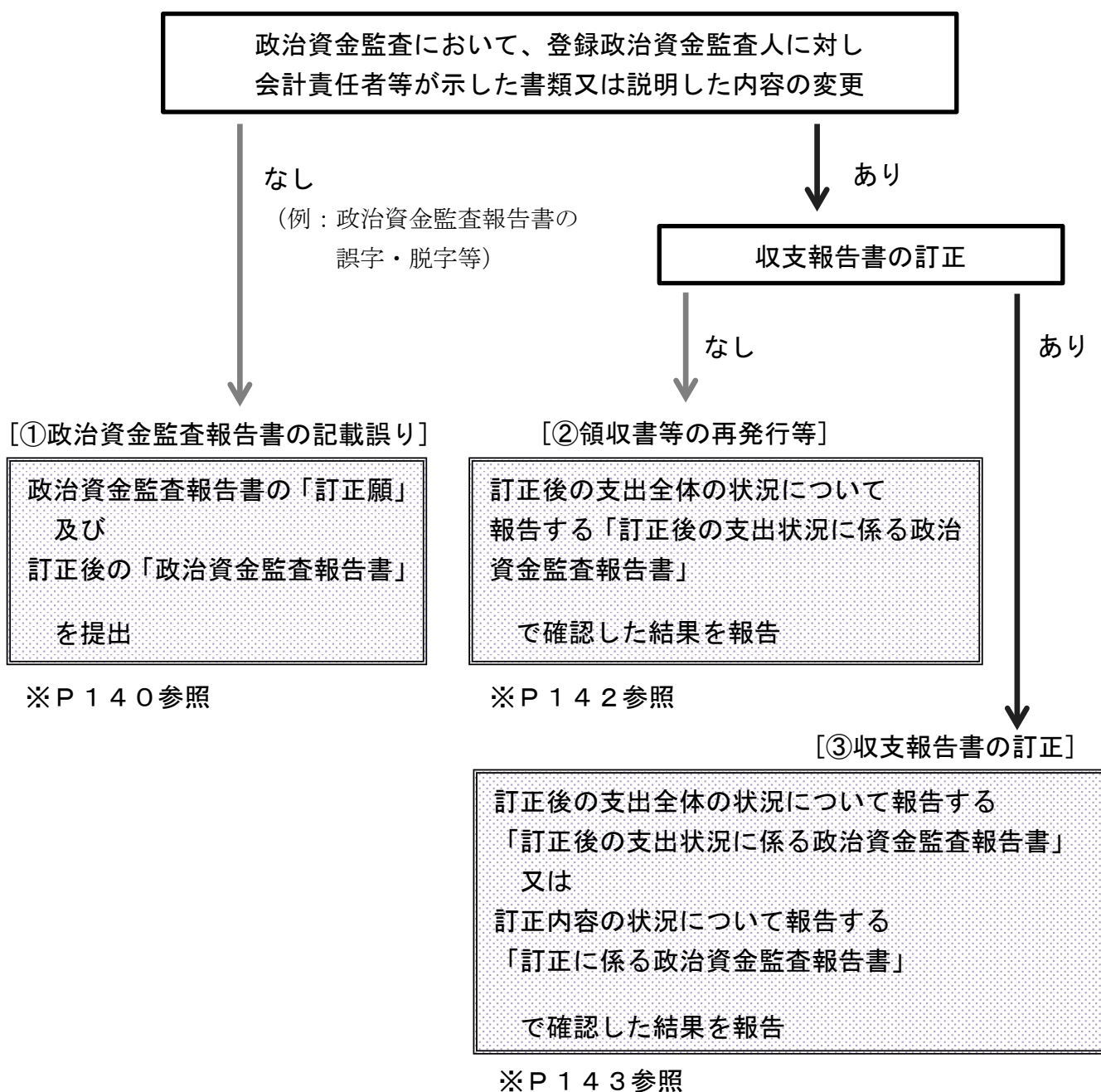
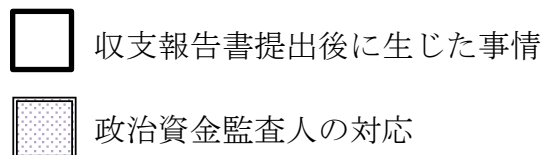
支出項目の分類基準

経常経費	政治団体が団体として存続していくために恒常的に必要な経費
人件費	政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。）に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類
光熱水費	電気、ガス、水道の使用料及びこれらの計器使用料等
備品・消耗品費	机、椅子、ロッカー、複写機、自動車（事務所用に限る。）等の備品の類及び事務用用紙、封筒、鉛筆、インク、事務服、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費
事務所費	事務所の借料損料（地代、家賃）、公租公課、火災保険金等の各種保険金、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるもの
政治活動費	政治上の主義、施策の推進、支持、反対又は公職の候補者の推薦、支持、反対等の政治活動を行っていくための活動に要する経費
組織活動費	当該政治団体の組織活動に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、大会費、行事費、組織対策費、渉外費、交際費の類
選挙関係費	選挙に関して支出される経費で、例えば、公認推薦料、陣中見舞その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費の類
機関紙誌の発行その他の事業費	（ア）機関紙誌の発行事業費 機関紙誌の発行に従事する者に支払われる給与、材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料その他機関紙誌の発行に要する経費 （イ）宣伝事業費 機関紙誌の発行以外の政策の普及宣伝に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、遊説費、新聞・ラジオ・テレビの広告料、ポスター・ビラ・パンフレットの作成費、宣伝用自動車の購入・維持費の類 （ウ）政治資金パーティー開催事業費 政治資金パーティーの開催に要する経費で、例えば、会場借上費、記念品代、講演諸経費の類 （エ）その他の事業費 上記の（ア）、（イ）及び（ウ）以外の諸事業に要する経費
調査研究費	政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代の類
寄附・交付金	政治活動に関する寄附、賛助金、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金、負担金の類
その他の経費	その他上記以外の政治活動に要する経費

V. 収支報告書の提出後に生じた事情 とその対応

収支報告書の提出後に生じた事情とその対応（フロー図）

会計責任者が政治資金監査報告書とともに収支報告書を総務省又は都道府県選挙管理委員会に提出した後に、政治資金監査報告書を訂正すべき事情が生ずる場合や収支報告書の訂正が行われる場合等の対応については、以下のとおりであることから、留意すること。



(注) 領収書等亡失等一覧表は、政治資金監査報告書の一部をなす書面であり、「政治資金監査において、登録政治資金監査人に対し会計責任者等が示した書類」に該当しない。

①政治資金監査報告書の記載誤り

政治資金監査の対象となった事実に変更はないが、政治資金監査報告書の記載誤り等により、登録政治資金監査人が政治資金監査報告書の訂正を行おうとする場合、会計責任者において政治資金監査報告書の見え消し・追記等による訂正を行うことは適当ではない。

この場合、登録政治資金監査人が訂正理由及び訂正箇所を明らかにした訂正願に訂正後の政治資金監査報告書を添えて、国会議員関係政治団体に提出し、当該訂正願の提出を受けた会計責任者が総務省又は都道府県選挙管理委員会に訂正後の政治資金監査報告書を提出することが適当である。

(参考)

平成22年12月8日開催 平成22年度第5回委員会資料

政治資金監査報告書の訂正について

会計責任者が政治資金監査報告書を提出した後、政治資金監査時点の政治資金監査の対象となった事実に変更はないが、政治資金監査報告書の記載誤り等により、登録政治資金監査人が政治資金監査報告書の訂正を行おうとする場合の取扱いについて登録政治資金監査人等から問い合わせが寄せられている。

この場合、会計責任者が政治資金監査報告書の見え消し・追記等により訂正を行うことは適当ではなく、登録政治資金監査人は訂正理由及び訂正箇所を明らかにした訂正願を訂正後の政治資金監査報告書を添えて、国会議員関係政治団体に提出し、当該訂正願の提出を受けた国会議員関係政治団体の会計責任者が、総務省又は都道府県選挙管理委員会の所定の手続きによって訂正を申し出、訂正後の政治資金監査報告書を提出する取扱いとすることが適当であると考えます。

訂正願の例は別添のとおりであるので、参考にされたい。

(別紙)

訂正願

平成×年×月×日

〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名)

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 印

平成〇年分の収支報告書に係る平成〇年〇月〇日付けの政治資金監査報告書について、下記理由により訂正の必要が生じたことから、別添のとおり訂正したいのでよろしくお願いします。

記

訂正理由	
訂正箇所	別添政治資金監査報告書の下線部分のとおり。

②領収書等の再発行等

会計責任者が政治資金監査報告書とともに収支報告書を総務省又は都道府県選挙管理委員会に提出した後、領収書等亡失等一覧表に記載されていた支出に係る領収書等が再発行された場合等、収支報告書自体には変更がないものの、支出の内容を証する書面に変更が生じる場合、政治資金監査の時点の政治資金監査の対象となった事実に変更はないため、政治資金監査報告書の訂正を行うことはできない。

しかしながら、通常の政治資金監査に準じて登録政治資金監査人の確認を受け、確認を受けたことを証する書面を提出することは差し支えない。

この場合、当該確認の結果については、その確認した日付で、政治資金監査マニュアルの記載例に準じて、表題を「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」とした書面を作成し、国会議員関係政治団体に報告することが適当である。

また、この「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」は、既に提出された政治資金監査報告書とともに収支報告書と併せて閲覧又は写しの交付の対象となる。

(参考)

平成23年1月28日開催 平成22年度第6回委員会資料

VII-10 政治資金監査報告書の内容変更	
Q	領収書等亡失等一覧表に記載していた支出に係る領収書が再発行された等、収支報告書を提出した後の事情変更によって当該収支報告書自体には変更はないものの支出の内容を証する書面に変更が生じる場合、政治資金監査報告書の内容を変更するにはどうしたらよいか。
A	お尋ねの場合は、政治資金監査時点の政治資金監査の対象となった事実に変更はないので、政治資金監査報告書を訂正することはできませんが、政治資金監査を受けた収支報告書の訂正の場合に準じて、登録政治資金監査人の確認を受け、確認を受けたことを証する書面を提出することは差し支えありません。なお、当該確認は、事情変更後の支出全体の状況について、登録政治資金監査人が通常の政治資金監査に準じた方法により行い、その結果については、その確認した日付で、政治資金監査マニュアルの記載例に準じて、表題を「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」とした書面を作成し、国会議員関係政治団体に報告することが適当です。 また、この「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」は、既に提出された政治資金監査報告書とともに収支報告書と併せて閲覧又は写しの交付の対象となります。

③収支報告書の訂正

会計責任者が政治資金監査報告書とともに収支報告書を総務省又は都道府県選挙管理委員会に提出した後、収支報告書の支出の内容に係る訂正がある場合、国会議員関係政治団体が当該訂正内容について、登録政治資金監査人の確認を自主的に受けることが適当である。

この確認は、収支報告書の訂正の時点又はその後において、当該訂正後の支出全体の状況又は当該訂正内容について、通常の政治資金監査と同様の方法により実施することが適当である。

その結果については、

- ・ 訂正後の支出全体の状況について確認した場合、政治資金監査マニュアルの記載例に準じて、表題を「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」とした書面
- ・ 訂正内容について確認した場合、「訂正に係る政治資金監査報告書」

のいずれかを作成して国会議員関係政治団体に報告することが適当である。

なお、政治資金監査報告書と政治資金監査の対象となった収支報告書の対応関係を明らかにするため、登録政治資金監査人は、政治資金監査報告書の一部を構成するものとして政治資金監査で確認した収支報告書の写し（支出に限る。）を添付することとして差し支えない。

政治資金監査を受けた収支報告書の訂正について

1. 収支報告書提出後の訂正における問題の所在

政治資金監査制度の導入に伴い、国会議員関係政治団体は、収支報告書の提出にあたっては、すべての支出について登録政治資金監査人による政治資金監査を受け、政治資金監査報告書を併せて提出することとされたところである。

一方、収支報告書提出後における政治団体の申出による訂正については、政治資金規正法上、特段の定めはなく、総務省及び各都道府県選挙管理委員会の判断で運用上認める取扱いとされているが、政治資金監査制度が導入された趣旨に照らすと、国会議員関係政治団体に係る収支報告書の訂正については、以下のような点が指摘されている。

(1) 登録政治資金監査人による確認を受けていない支出の存在

収支報告の適正の確保のため、登録政治資金監査人による政治資金監査が導入されたが、提出後の収支報告書について、政治団体の申出のみで収支報告書の支出に係る訂正が行われる場合は、登録政治資金監査人による確認を受けていない支出が収支報告書に記載されることとなり、また、そのことが国民の目に明らかにされないこととなる。

(2) 政治資金監査報告書と政治資金監査の対象となった収支報告書の対応関係の明確性

政治資金監査報告書と政治資金監査の対象となった収支報告書とは、政治資金監査報告書の日付における記載内容において一対一の対応関係に立つものである。しかし、政治資金監査報告書の日付以降に収支報告書の支出に係る訂正が行われる場合は、政治資金監査報告書と収支報告書の対応関係に齟齬を生じさせることとなる。

2. 収支報告書提出後の訂正における登録政治資金監査人による確認について

収支報告書提出後の訂正における政治資金監査の取扱いについては、政治資金規正法上規定されていないが、支出の内容に係る訂正がある場合には、国会議員関係政治団体が、収支報告書の訂正内容について登録政治資金監査人の確認を自主的に受けることが、収支報告の適正の確保と透明性の向上を図る観点から適当であると考ええる。

しかしながら、現状では、国会議員関係政治団体が登録政治資金監査人の確認を自主的に受けたことを証する書面を提出しようとしても、その場合の方法や取扱いが明らかでないことから、従来どおりの手続きにより収支報告書の訂正が行われている状況にある。

今後、1 (1) の問題意識を踏まえ、支出内容に係る訂正がある場合に、国会

議員関係政治団体から、収支報告書の訂正の時点又はその後において、当該訂正後の支出全体の状況又は当該訂正内容について、登録政治資金監査人による確認を受け、確認を受けたことを証する書面が提出された場合には、訂正の申出先である総務省又は都道府県選挙管理委員会においては、既に提出された政治資金監査報告書と同様に、収支報告書と併せて閲覧・写しの交付の対象とすることが適当である。

登録政治資金監査人においては、この確認は、政治資金監査と同様の方法により実施することとし、その結果については、訂正後の支出全体の状況について確認した場合は、政治資金監査マニュアルの記載例に準じて、表題を「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」とした書面を作成し、訂正内容について確認した場合は、別紙の記載例に従って、「訂正に係る政治資金監査報告書」を作成し、国会議員関係政治団体に対して、報告することとすることが適当である。

なお、上記の確認を行う場合、訂正後の関係書類の記載状況の確認結果が、通常の記載例に当てはまらない場合には、「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」又は「訂正に係る政治資金監査報告書」の記載方法について、政治資金適正化委員会に確認すること。

また、1（2）の問題意識を踏まえると、政治資金監査報告書と政治資金監査の対象となった収支報告書の対応関係を明らかにするため、登録政治資金監査人は、政治資金監査報告書の一部を構成するものとして政治資金監査で確認した収支報告書の写し(支出に限る。)を添付することとして差し支えないものとする。

上記の取扱いについて総務省自治行政局選挙部においては、各都道府県選挙管理委員会にも周知を図られたい。

(参考：総務省選挙部通知文書)

事 務 連 絡

平成22年12月20日

各都道府県選挙管理委員会 御中

総務省選挙部政治資金課

総務省選挙部収支公開室

政治資金監査を受けた収支報告書の訂正について

標記について、平成22年12月8日開催の政治資金適正化委員会において、別添のとおり決定されたので、通知します。

※平成22年12月8日政治資金適正化委員会決定資料添付

訂正に係る政治資金監査報告書記載例

(1) 支出に係る訂正箇所があった場合に、当該訂正に係る支出についてすべて確認できる場合

(別紙)

訂正に係る政治資金監査報告書

平成×年×月×日

(※1)

〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名)

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 印

登録番号 第 ×××× 号

研修修了年月日 平成×年×月×日

〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名) の平成×年に係る政治資金規正法第12条第1項に規定する報告書(※2)に係る下記(※3)の訂正内容及び当該訂正に伴う合計の増減額については、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。)に基づいて支出の状況が表示されていることを確認しました。

記

訂正箇所	訂正前	訂正後

※1 訂正に係る政治資金監査報告書の日付は、登録政治資金監査人が自らの責任において訂正内容の確認が終了したと判断した時の日付を記載すること。

※2 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「政治資金規正法第17条第1項に規定する報告書」とすること。

※3 「記」の表に代えて、別紙として訂正箇所を明らかにした収支報告書の写しを添付することも可能であり、この場合は「下記」ではなく「別紙」とすること。

訂正に係る政治資金監査報告書記載例

(2) 支出に係る訂正箇所があった場合に、当該訂正に係る支出について、
会計帳簿に記載不備がある場合

(別紙)

訂正に係る政治資金監査報告書

平成×年×月×日

(※1)

〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名)

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 印

登録番号 第 ×××× 号

研修修了年月日 平成×年×月×日

〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名) の平成×年に係る政治資金規正法第12条第1項に規定する報告書(※2)に係る下記(※3)の訂正内容及び当該訂正に伴う合計の増減額については、当該訂正に係る支出について、会計帳簿には、〇〇(※4)の記載不備が一部に見られたものの、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。)に基づいて支出の状況が表示されていることを確認しました。

記

訂正箇所	訂正前	訂正後

- ※1 訂正に係る政治資金監査報告書の日付は、登録政治資金監査人が自らの責任において訂正内容の確認が終了したと判断した時の日付を記載すること。
- ※2 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「政治資金規正法第17条第1項に規定する報告書」とすること。
- ※3 「記」の表に代えて、別紙として訂正箇所を明らかにした収支報告書の写しを添付することも可能であり、この場合は「下記」ではなく「別紙」とすること。
- ※4 支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日等の会計帳簿の記載事項の種類を記載すること。

訂正に係る政治資金監査報告書記載例

(3) 支出に係る訂正箇所があった場合に、当該訂正に係る支出について、
領収書等の徴収漏れ又は亡失等がある場合

(別紙)

訂正に係る政治資金監査報告書

平成×年×月×日

(※1)

〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名)

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 (印)

登 録 番 号 第 ×××× 号

研 修 修 了 年 月 日 平成×年×月×日

〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名) の平成×年に係る政治資金規正法第
12条第1項に規定する報告書(※2)に係る下記(※3)の訂正内容及び
当該訂正に伴う合計の増減額については、(別記)を除き、会計帳簿、明細書、
領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細
書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。)に
基づいて支出の状況が表示されていることを確認しました。

記

訂正箇所	訂正前	訂正後

(別記)(※4)

(1) 別添の「領収書等亡失等一覧表」(※5)

(2) 支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費(×件、計××××
円)

(3) 〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)に対して発行されたとは認めら
れない名称が領収書等のあて名に記載されていると判断されるもの

(××月××日・××費・××××円)

- ・ 領収書等のあて名に記載されていた名称
○○○○○○

- ※1 訂正に係る政治資金監査報告書の日付は、登録政治資金監査人が自らの責任において訂正内容の確認が終了したと判断した時の日付を記載すること。
- ※2 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「政治資金規正法第17条第1項に規定する報告書」とすること。
- ※3 「記」の表に代えて、別紙として訂正箇所を明らかにした収支報告書の写しを添付することも可能であり、この場合は「下記」ではなく「別紙」とすること。
- ※4 (2) 及び (3) については、該当するものがある場合に記載すること。記載例に加え、特に記載する必要があると判断した事項がある場合には、政治資金適正化委員会に照会すること。
- ※5 訂正に係る支出について、領収書等の徴収漏れ又は亡失により支出の状況が確認できなかったものがある場合、これらの支出の一覧表(「領収書等亡失等一覧表」)の提出を会計責任者に求め、訂正に係る政治資金監査報告書に添付すること。

Ⅵ. 政治資金関係資料掲載サイト

政治資金関係資料掲載サイト

- 政治資金適正化委員会トップページ
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/seiji_tekisei/seiji_tekisei.html
- 政治資金監査マニュアル
政治資金監査報告書の Word 形式記載例もダウンロード可
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/seiji_tekisei/touroku_seiji_manual.html
- 政治資金監査チェックリスト
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/seiji_tekisei/checklist_1.html
- 政治資金監査報告書の記載例・チェックリスト
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/seiji_tekisei/checklist.html
- 政治資金監査に関する Q & A
政治資金監査に関する質疑について委員会の見解を掲載
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/seiji_tekisei/12945.html
- なるほど！政治資金
総務省政治資金課による政治資金制度の紹介
http://www.soumu.go.jp/senkyo/seiji_s/index.html
- 国会議員関係政治団体の収支報告の手引
手引のダウンロードが可能
http://www.soumu.go.jp/senkyo/seiji_s/tebiki.html

- 政治資金収支報告書及び政党交付金使途等報告書
総務大臣所管分の収支報告書を掲載
http://www.soumu.go.jp/senkyo/seiji_s/seijishikin/index.html

- 政治団体名簿
現職国会議員に係る国会議員関係政治団体一覧等を掲載
http://www.soumu.go.jp/senkyo/seiji_s/naruhodo04.html

この印刷物は古紙配合率〇〇%再生紙を使用しています。